

平成 27 年 9 月 14 日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成27年決算審査特別委員会第1日目

平成27年9月14日（月）

出席委員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	奥山 知雄	代表監査委員	星川 基
総務課長	中山 進	監査事務局長	高橋 明彦
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会事務局長	沼沢 弘明
税務福祉課長	矢作 めぐみ	選挙管理委員会書記長	中山 進
産業振興課長	沼沢 弘明	教育委員長	太田 二三男
地域整備課長	伊藤 幸一	教育長	齊藤 渉
会計管理者	結城 恵美	教育次長	叶内 範夫
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦 主 任 石川 忍

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
財産に関する調書の審査

午前11時39分 開会

委員長 ただいま平成26年度一般会計ほか6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に推薦されました、佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、平成26年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査方法について、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は各会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 それでは、決算審査特別委員会を再開いたします。

認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成26年

度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いします。

(挙手あり)

委員長 財政管財班長。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いします。

質疑ございませんか。ありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

一般会計歳入の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款議会費について質疑審査を終結します。

第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 なお、質疑に入る前に暑いと感じる場合は上着を脱いでの質疑をしても結構です。

これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 ページが64ページの町営バス事業費についてお伺いします。

前年度においては町営バス運行委託料760万程度支出されておるようですが、1つはこの町営バスの利用状況がどうなってるのかということが1つと、今後ともこの町営バスの運営については改善といいますか、このデマンドとかいろいろな改善策、各行政でやってるようではありますが、当町においてはこのままの形で行っていくというふうな考えなのか質問します。

まちづくり課長 それでは、成果表の21ページをごらんいただきたいと思います。バスの利用状況がここにあります。バス利用者として6,413名、収入額もここにあります。委託料については、市内のタクシー会社さんに毎日365日運行していただいております。利用状況については、ちょっと月別とかはここにありませんけども、年度別、ちょっとここにも記載ありますけども、だんだん減ってる状況にはあります。

それで11月に、前回もご質問ありましたように無料として実証実験やってみて、無料にした場合の利用率なんかも勘案して、今後、もし無料で非常に利用率が伸びるのであれば、そ

ういったことも検討したらどうだというふうなご意見ありましたので、その辺も含めて検討したいというふうなことで考えております。

5番 今の、検討するのはわかるんです。状況を見て、これを改善していくための会議等といたしますか、この辺について、年度単位でも結構なんで、改善するための検討委員会的なものの会議を行ってるのかも、あわせて質問します。

まちづくり課長 バスの運行につきましては、地域公共交通会議というふうな会議、関係者、それから町民代表含めて組織あります。こちらのほうで実証実験を行った後にこの会議を行いまして、今後の対応策を検討したいというふうに思います。

それから同じ21ページ、成果表の21ページにあります、乗り合いタクシーが割とそういう意味では使いやすいというふうな声もありますので、この辺もあわせてどうするかということで検討していきたいというふうに考えております。

5番 肝心なところの回答がないので、要するに私聞きたいのは、このことを改善していくための、改善するための検討委員会っていいですか、公共交通の会議があるといいますが、この辺の改正等がどうなってるのか聞きたかったんです。

まちづくり課長 今年度はファミリーマートの駐車場内にバス停を新設してほしいというふうな要請がありましたので、そのことを検討する場が必要でありました。このことについては、警察、それから国交省との意見も聞きながら文書によつての協議というふうなことで行ったところです。それが文書協議ということが1回ありました。今年度はそれだけで、これからの予定は先ほど申し上げたとおりであります。

委員長 ほかにございませんか。

4番 62ページ、15目舟形町住宅総合支援事業の中での子育て支援・若者定住支援交付金155万円の内容をちょっとお聞かせ願えますか。

地域整備課長 子育て支援交付金につきましては、町内に住宅を新築される方で中学生未満のお子さんがある方というふうな対象で交付している事業であります。

4番 町内一円という感じなわけですか。ちょっとあれです。子育て支援住宅ありますよね。それらに関しての交付金かなというふうな思いでありました。というのは、子育て支援住宅に関して、3棟あるわけですか。その中で1棟・2棟、旧小学校跡地にひだまりタウンに建てた用地に関しては車庫、要するに車が入るような格納庫、物置が整備されているわけですか。3棟目に建てられた支援住宅については、その10分の1程度の自転車が入れないような物置しかついてないわけですか。監査の報告書の中で、町民に「平等性」という言葉を強くうたっている中で同じ料金で住宅に入っているにもかかわらず、第3棟目で建てた施設の施設要件、態様がまるっきり違うんじゃないのという入所者のほうからすごく不評の言葉をいただいているんですけど、その対策は検討なされているんですか。

委員長 休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

委員長 再開します。

ほかに質問はございませんか。

5番 ページ62 ページの職員研修費 100万1,800円の支出済額あるようでありますけども、この内容を見ますと35名、68名とか18名とかっていうような受講数はありますが、この数字って前年度に比べて結果としては受講された方がふえたのか、はたまた現状維持なのか、この辺のところを聞きたいと思います。

総務課長 済みません。25年度の人数を押さえておりませんので、ちょっと今の段階ではわからないので、ちょっと後ほど時間をとっていただいて答弁させていただきたいと思いますが、26年度については、一応このように人数を主要事業調書のほうに書かせていただいております。

対象者につきましては、18ページですが、18ページについては、各種役職になった段階で受講するというふうになっているものですから、それなりに毎回対象者は違うというふうなことになると思いますので、その人数の上下はあると思います。

ただ、3番目にあるような「その他の研修」といいますか、昨年いろんな質問ありまして職員の研修を積ませるよというふうなことで職員のほうに指示をしまして、このような研修等、まあこの中には毎年あるものもありますけども、総務課長研修とかそういったものがあります、そういった新しい研修も職員のほうに図っているところがあります。

済みません。昨年度につきましては30人の、30名の職員の研修でありましたが、今回につきましては、1番目が35名、2番目が68人、3番目が18人ということで倍、3倍以上の研修の参加人数になっております。

5番 大変いい方向にいつてるなというふうな回答でありますけども、その中で18ページの中に接遇研修というような名目ありますが、簡単に結構なんで、どういうふうな研修だったのか、知ってる範囲で聞きたいと思います。

総務課長 研修については、市町村研修協議会のほうで計画されているもので、県庁の裏のほうにある研修所でありますけども、そちらのほうで地方公務員の職員としてのマナー、そういったものを専門の方々から、講師から研修を受けるというふうなことです。新採を中心に割り当てているところではありますが、年度によっては窓口のほうで接遇を、研修をされてない職員についても研修に行ってもらっているというふうな実績があります。昨年度については新採を中心に接遇研修を行ったということになります。

5番 職員研修については、やはり新採だろうが中堅だろうが、やはりずっとやっとなかなか意識が薄れてしまうというような傾向にありますので、忙しい忙しいという言葉は確かにわかりますが、その中でやっぱり知恵を出していただいて、一人一人がみんなが参加できるような形での研修というものにどんどん出していただきたいなというふうなことを検討していただきたいというふうに思います。

総務課長 ことしにつきましては、今言ったやり方も含めまして研修を計画しておるところですが、先ほどの番号法の関係についても全職員を対象として今月の 28 日、全職員を対象にして計画をしますし、その後の職員の評価制度等についても全職員に対しての研修を計画しております。そういったことで今年度、今年度は昨年度以上の研修を計画してるところであります。それから、今回につきましては職員を社会教育主事、社会教育主事の資格取得についても研修に出して、資格取得について今研修をさせているところでもあります。

委員長 ほかに質問ありませんか。

8番 44 ページの総務費の補正予算 6 億 3,000 何万ありますけれども、これは地方交付税の増額とふるさと応援基金の予想外の寄附が集まったということで理解して、思いますけども、それ以外のやつで大きなものあったらお知らせ願います。

総務課長 決算書のほうの補正予算の欄をちょっと見ながら説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず総務管理関係の 2,600 万ほどの補正につきましては、済みません。大きいところから、済みません、説明させていただきます。

50 ページの財産管理につきましては、今、委員がおっしゃられますとおり財政調整基金関係が主であります。それから、今のところで用地買収に係る補正の関係について測量試験費、それから用地買収関係も財産管理のほうで補正をしております。まちづくり、52 ページにつきましては、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、ふるさと納税関係が主なところでございます。それから総合行政システム、10 目、58 ページであります。これにつきましては番号、社会保障番号制度等のシステム改修に伴うものが大きいものであります。これにつきましては、厚生労働省の関係のソフトの国の判断がおくれまして繰り越し明許として 27 年度に 430 万ほど繰り越しをしておりますが、こういったシステム改修になっております。それから、66 ページの 22 目地方消費喚起、それから 23 目の地方創生先行型交付金、これについては国のほうの補正の関係で来た金額についての補正になります。大体 6,000 万ほどになるかと思いますが、これは全額繰り越しで行うというふうな事業になりますけども、その関係が大きいというふうなことになると思います。それから、70 ページの選挙ですが、ご承知のとおり衆議院が解散しまして、その分が想定外だったので補正をしたというふうなことになると思います。

8番 当初予算組む段階では地方交付税なりの想定、県支出金の想定がなくなってなかったのかどう

か、その辺。想定外の収入という形で理解していいのかどうか。

総務課長 当初から財産管理費につきましては、繰り入れを行ってる、当初の予算で繰り入れをしないと当初の予算が組めないというふうなことで、大雪とか不測の事態もありますので、財政調整基金を繰り入れております。その基金については、当然その当該年度中になるべく積めるような予算が発生した段階で積み戻すというふうなことでありますので、これについては想定外というふうなことは言えなくて、発注請負差額とかいろんなものを集めまして積み上げたというふうなことになるかと思えます。

それから、先ほど言いました地方創生とか選挙とか、そういったものについては、当初からは想定をしておりませんでした。

それからナンバー制に、マイナンバー制については、そういうことは法律が平成 25 年度でされているものの国のほうのシステム改修のフローっていいですか、システムをどのように改正するというふうなところについては未定であったために、そういったものについて国のほうから交付決定を受けた段階で受けまして、その後、交付決定の後しか発注できませんので、そういったことについては、ある程度の想定はあるものの金額的などところについては想定外というふうなことになるかと思えます。

8 番 当初予算組むとき、財政基金を切り崩して予算を組んでるわけですがけれども、今回も財政管理費に当初繰り越した額以上に積み増しできたということは、これは町の財政からいえばいいのかなと感じますけれども、我々町民からいいますと町の地域整備課なり振興課なり、いろんな必要な事業を陳情した段階において予算がない、金がないって、すぐないないで門前払いをくってる、してるのが現状であります。それをもっと、もう少しいろんな陳情の内容も精査しなくちゃできないと思えますけれども、もっとメリットのあるような形で、あるところには予算あるんだなと私は感じましたので、その予算の配分方、これからよろしくお願ひしたいなと思えますけれども、その辺の考えは。

総務課長 今の委員さんが言われるとおりでございますけども、私のほうの予算の編成の仕方とすればある程度の交付税は、はっきりはしませんけども、交付税の金額とか繰り越し等の予算を勘案しながら、なるべく当初の段階で今言われたとおりの行政課題、それから地域の課題をなるべく当初予算のほうに、これでも乗せてるつもりであります。そういったことで当初の段階である程度多めに拾っているというふうなことでありますので、財政調整基金を取り崩しているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

委員長 ほかにございせんか。

4 番 款項目、2の2の2……（「ページは。68 ページあたりですか。ページ数を教えてください」の声あり）68 ページ。税金の中で固定資産評価事業の中でちょっとお伺ひしたいんですけれども、ちょうどこれ町民からもらって意見なんですけど、昭和、今からいうと四、五

〇年前に道路がまだ舗装にならない当時、道路を町道にするために拡幅してもらうために町民が協力して土地、田んぼをつぶしてもいいから道路を広くしてくれという話で道路を拡張した中で、最近になってある理由で測量したら町道が農道に、農地と町道がかさなっていて町の図面が直っていないという指摘をもらったそうなんですけれども、そういう事例は確認してありますか。

税務福祉課長 ただいまの件につきましては、税務福祉課のほうにもご相談がありまして確認しております。場所につきましては、徳州苑のあの農道の辺、付近かと思われますけれども、いかがでしょうか。（「違います」の声あり）

委員長 ちょっと休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開

委員長 再開します。

4番 場所的には違いますけれども、私の住んでる部落管内の土地なんですけれども、農道、農地、町道、これが国土調査が入って境界と面積が確認した時期がいつなのか。そのときに町道の部分がちゃんと図面に反映されてて、その部分が農地からマイナスになって農地が、固定資産が適切な面積で評価されているんだかという件をちょっとお伺いしたかったんですけども、そのすり合わせをした時期というのはいつごろだったでしょうかとちょっと聞きたかったわけです。

委員長 ちょっと休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時05分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 国土調査につきましては、国の事務というふうなことで町の協力のもとに行われたわけなんですけれども、古く昭和47年ころから平成8年ぐらいまでずっと町内を区分けした段階で何通りも年度が順じて行われたものですから、今課題となっているところがどこでというふうな場所が確定されれば、その図面の編成時期もわかりますし、あと税務署のほうにもデータ、町と同じデータでありますけれども、保存されているかと思しますので、経過等についてはわかるかと思っておりますけれども、それ以上については、この場ではちょっとお答えできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

4番 この調査に協力して道路拡幅拡張していい道路つくっていただいたのは、その前なわけです。その後に時代の流れとともに正確な数字を出すために国土調査というものがなされて、

町の土地、個人の農地ということでしっかり仕分けされた中で、改めてこの図面と農地、農地と農道が重なった部分がちゃんと境界がはっきりして適切な数字で農地に対しての固定資産の面積が確定してるんであればいんですけれども、ちょっと最近の話では図面が、町の図面が直ってなくて農地が重なっていて、要は本人から言わせれば農道、町道になってるんですけども、その分農地として税金を払っているんじゃないかという質問ももらったものですから、それを今現時点で測量しないで図面上わかる範囲が、その時期にさかのぼれば出てくるのかなと。現在の数字と差し引きで出てくるものなのか、それともやっぱり現状を調査して測量しないと出てこないもののかなという意味をもって時期と図面に反映されてる数字というのはどの時期のものなのかなんですかという質問なんです。それは後で……。

委員長 ほかに質疑受けます。質問ありませんか。

5番 2の1の6の……（「ページ」の声あり）ページが54ページ、地域おこし協力隊事業があります。その内容を見ますと事業内容、参加協力、あと交流事業の開催、インターネットの町の情報発信、縄文炎祭への参加協力、あとボランティアの企画、さまざまあるようでもありますけども、地域おこしの究極の目的は、来てくださった方々から、この舟形町に自活して自分で食っていけるようにして定住していただくというのが目的であります。そういった中で今現在2名の方々が定住するための、自分が3年後に地域おこしをやめてもこの舟形町に住んで生活できるような事業というのは行っているのか、もし行っているとすればどういうふうなことを行ってるのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今現在男性の2名、2名の男性が活躍しておりますけども、1名につきましては、今現在ふるさと納税と結婚サポート業務について商工会の出資でありますまちづくり公社がありますが、将来的にはこの業務を受け継いでやりたいというふうなことの希望もっております。1名は。もう一人は、町の採用試験を受けて町職員として頑張っていきたいというようなことで採用試験に向けて勉強してるというところでもあります。

5番 1名の方がふるさと納税云々にかかわってるというようなことですが、このふるさと納税制度そのものが永続的に続くということは非常に考えにくいわけでありまして。そういった中で、このことを事業にして生活できるのかということを考えていくと非常に甚だ疑問に感じます。じゃなくて、もう少し地についての活動をしながら収入を得るというふうなものを考えるべきじゃないのかなと。もっと平たく言えば農業というふうなものに新しい分野、新しい目で切り込んでいただいて、そちらのほうで自分でつくって自分で売っていくような、そういうふうなことも考えていくべきじゃないのかなと。やはり今必要なのはこれまでにない農業への発想、この辺を考えていくとこの地域おこしの方々の力をかりて農業の意識も変えていくというようなことも一方策なのではないのかなと。ふるさと納税で自活させるというのは非常に危険だなというふうな感じがします。そういったところで考え方があれば

お聞きします。

まちづくり課長 先のやっぱりなかなか見えないというふうなご意見だと思いますけども、本人の希望がありまして起業と、業を起こして定住していきたいというふうな話し合いの中でありまして、そういった中から今申し上げたようなことなんですが、農業を業にして定住というふうなことも、本人の希望もありますので、その辺も話し合いをしながら、ちょっと希望は第一だと思いますので、十分そこら辺話し合いをしてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

5番 ぜひ、せっかく都会から来ていただいて活動を行っていただいているわけでありまして、農業に新たな付加価値をつけて販売するというようなものを富長交流センターの加工場を利用してよろしいかと思ひますので、そこら辺について検討していけばいいんじゃないのかなという感じがします。そういったところで、定住というように前を出して地域おこし担当者と十分に話し合いを行っていただきたいというふうに思ひます。

委員長 ほかに質問ございますか。

4番 2の1の13の……（「ページ数」の声あり）済みません。ごめんなさい。60ページ、60ページ、防犯対策費、前の補正予算のときに質問すればよかったことをちょっと忘れてしまつて、この項目で質問させていただきます。

防犯対策費、各町内間の防犯灯に関しては町でというふうな形があります。ところが町内が接近してる場所に関してのことです。今、向屋地区に光生園が移築建設されております。あそこがちょうど紫山町内と第4町内の境界の位置に建設されているわけです。工事現場は若干なり明るさは工事に支障のないように確保しているものの、通りは工事現場直近にもかかわらずほとんど明かりがなくて、夜道が非常に危なくて、なおかつ通学路になっております。その対策に関しては町では今まで検討されなかったのか、今後検討はどうするかお聞きしたいと思ひます。

総務課長 防犯灯につきましては、当初舟形町が暗いというふうなことで町内会の連合、町内会の連合協議会っていいですか、そちらのほうで自分たちの地域は、各地域は自分らでやるので集落間は役場でしてくださいというふうなことで始まった事業であります。壊れた、集落内の壊れた防犯灯については30%の補助金を出して改修をするというふうなことで始まった経緯があります。

そういったことで、今言われたところについては役場関係になるのかなというふうに思ひますけれども、これまでその場所については、暗いんだろうなというふうに思ひますけれども、そのところには特に要望がございませんでしたので、ずっと今までの状況になっていたわけでありまして。今後は光生園がそちらのほうに移転をしまして光生園の街路灯もありますので、そこら辺来年の2月ころの工期でできるわけですので、どうしても暗いというふう

うなことになれば、そちらのところについては、集落間というふうなところがちょっと見えなくなるものの町のエリアだというふうなことでしょうから、そちらについては対応をすることになるかと思えます。

今までも町内のほうからいろいろ要望が来て、ここは集落ではなくて、町内会ではなくて町だろうというふうなところについては、今までも対応してまいりました。住民の方々からの希望・要望も取り入れながら今までも対処しているので、そこのところについては、どうしても暗いというようなことになれば担当のほうと確認をして、どうしても明るさがとれないというふうなことになれば対応してまいりたいというふうに思います。

4番 町長は毎日朝歩いて出勤、帰りは恐らくあその場所、夜暗いときに歩かないだろうと思います。たまに私歩くんです。非常に暗くて、もちろん建設現場の入り口もあります。今、今度秋に向かって、やはり夜長になってきます。なおさら危なく感じておるところであります。各地区においては、95%の補助率でLED化しないかというふうな申請を、助成をもっているわけです。ぜひあその区域については、できるだけ対応、対策を急いでいただいて安全な通学路を確保していただければと思いますので、ご検討お願いします。

町長 あその地域は15年ぐらい前でしたかな、あそこで女性の方がいる不審者というか、そういう方に襲われ、襲われた、そういう事例が発生したということもあるわけでありまして、今総務課長言ったとおり、あそこに光生園ができるわけでありまして、光生園も公共施設というふうな観点から、多分光生園さんもそれなりの街灯と申しましようか門灯というか、そういうものはつけるだろうというふうに思いますので、あそのエリアは大分長いので、今課長が言ったとおり3月に完成しますので、4月の時点でどういう光生園の配置になるかちょっとわかりませんが、それを検分しながら、今課長言ったとおりに町のエリアとして設置するのが一番いいのかなというふうに思います。

5番 なお、26年度の決算審査ですので、各委員も町の説明も款・項・目・ページを明言し、簡潔にお願いします。

ほかに質疑ございますか。

8番 48ページの文書広報費のふるさとコマーシャル事業についてお伺いします。

このふるさとコマーシャル事業については、少ない予算で各市町村の知恵比べというふうな形もありますけれども、我々舟形町のスタッフも少ない予算の中で一生懸命頑張ってくれているなということは、私も認めております。このふるさとコマーシャル事業にもう少し予算をつけて、そして舟形町を売り込む絶好のいい機会ではないのかなと私なりに感じております。その辺でもう少し予算を倍額しても、もしコンクールで上位に入ればいろいろな形でコマーシャルも流れますし、また舟形町の交流人口の増大にもつながってくるのかなと感じますので、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長 成果表、報告書の2ページのほうにもありますけども、昨年度はラズベリーをテーマにしたCMをつくっておまして、業者は新庄市の鳥越にありますJPDというふうな地元の業者なんですが、職員、若手職員を中心にアイデアを出していただいて、そのときそのとき、ことしはどういったテーマでって一生懸命やっておまして、アイデアとその映像、音声、その総合力が問われるというようなことでありますので、やはり幾らアイデアよくても、その映像がなかなかインパクトないと入賞難しいということはありますので、今年度は予算減っておりますが、その辺を予算、来年度の予算要求で要求してみて理解いただきたいというふうに思いますので、どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

8番 ぜひとも予算の倍額をして舟形町のよさを発信していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 50 ページ、財産管理費の中で公用車購入事業ありますけども、車2台購入してるようではありますが、町の基本的な考え方を確認しておくために質問します。

要するに車等については購入、あとこういったものはリースというふうな考え方があるのか。あるとすれば、こういったものは買っていくけども、こういったものはリースで対応していくというようなところを、具体的な内容で回答お願いしたいというふうに思います。

総務課長 基本的には購入で考えております。と申しますのは、長く乗ればリース料金よりも経費が安くなるというふうなことを考えております。例えば10年とかそれ以上に乗れば購入費の10分の1で毎年毎年できるわけですので、その他車検等はかかりますけども、そのほうが安いと判断しております。リース物件にしているのは、地域おこし協力隊とかそういった短期間、基本的には短期間で制度が終了すれば、それから申し込みがなければ車をお返しするような事態になるというふうなことになりますので、そういったものについては、基本的にはリースで対応したいというふうに思っています。

それから、一番のリースの地域おこし協力隊とかそういったところのリースになっているのは、地域おこし協力隊の、国からお金が、今年度から400万のほうに1年間増額、1人当たりになりましたけども、車の購入費はだめでありまして、リース代であれば、毎月お金を出すのであれば、それは交付税の対象経費に入れていいというふうなことになってるものですから、そういったものについては、リースというふうなことにしております。

その他、事業の関係で短期間その車を借りて、それが国の補助対象事業になるというふうな場合については、リースで対応してるというふうなことになります。

5番 私の質問がちょっとまずかったのかなというような感じですが、確かにこの欄では車のことしか載っておりませんが、そのほかに町では、まあこの場で質問するのがちょっと

妥当なのか疑問なんだけど、パソコンとかファックスとかいろいろな機種あるわけです。そういった中でこのものはリースで対応していくというような考え方があるとしたら、その辺も聞いておきたいというようなことの質問でした。

総務課長 パソコン等については、どうしても消耗品的なものになりまして、壊れたりするというふうなこともありましてリースのほうで対応しております。それからファックス等についても同様に、ファックス、コピー器械、そういったものについては、リースで対応しているというふうなことになります。これらについても、先ほど申し上げましたとおりリースにしたほうが補助の対象になる場合がございますので、トータルしてリースで対応しているというふうなことになります。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

5番 ページが62ページであります。2の1の15の婚活事業、成果報告書の中では20ページ、この中にこの舟形町単独じゃなくて最上広域とかバレンタインパーティとかベストパートナーに出逢いたいとかいろいろな事業があるようであります。その中でカップル3組成立したとか13組成立、いろいろあるようですけども、あわせて21ページのフナコンの下のほう、山形R13、これでも6組成立しているふうにあります、この舟形町の中で一体何組ほど、何人の方が、カップルができたのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 それぞれの事業ごとの、要するに舟形町の方がカップルになったかというようなご質問だと思いますけども、要するにフナコン以外ですよ。（「フナコン以外」の声あり）ちょっと正確を数字、ちょっと資料持ってなくて……（「わがんねのが」の声あり）ちょっとときょう忘れて……。

委員長 暫時休憩をします。

午後2時27分 休憩

午後3時00分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 それでは、お答えいたしたいと思います。まず、20ページの成果報告書に基づいて説明します。

事業内容で①のスキルアップセミナー、これはスキルアップを図るための講座なんで、これはありません。それから「恋の胸騒ぎ」、これはカップル成立なしでありました。それから、①シングルマザーパーティとありますが、これは結果3組とありますが、残念ながら舟形町の参加者からのカップル数はなかったというようなことです。それから「バレンタインパーティ」、これも13組とありましたが、舟形町の参加者からの成立はなかったというようなことでした。③のスキルアップ講座については、これは講座なのでカップル数はありません。

それから「ベストパートナーに出逢いたい」、これは8組成立っておりますが、舟形町からは男性2人と女性1人がカップルになっております。（「3組」の声あり）3組、3組です。それから「フナコン」のやつであります、①のやつは8組、これは男性全員が舟形であります。それから、②の「山形R13」、これは6組成立とありますが、舟形町の男性4人がカップルになっております。以上です。済みません。

5番 大変ありがとうございました。婚活推進事業については、今後ともやっていくというふう
に考えておりますが、その中で仲人さんを活用した婚活というようなことについては、考え
があるのでしょうか。

まちづくり課長 今現在も、「仲人」というふうな名前ではありませんけれども、町のボランティア
アとして一対一の引き合わせというようなことで独身の男女を、そういったことをお願いし
たいというふうなことをお願いしてる方はおりますが、なかなか最近の若い方々の要望とい
うか、そこら辺が難しいようで、やはりこういった婚活事業を通してやるのが一番いいんで
ないかみたいなことはもらっておりまして、今後ともそういった面では続けていきたいと思
いますが、実際はなかなか難しいところがあるというようなところであります。

5番 ぜひ地方創生の絡みでも人口増というふうな関係に力を入れていくというようなことであ
りますので、今後とも婚活推進事業については力を入れて進めていただきたいというふう
に希望します。

委員長 答弁ありますか。いいですか。

ほかに質問ありますか。

2番 私のほうから、79ページ障害者福祉サービスについてちょっとお聞きします。

委員長 民生費はまだだな。（「まだいってないか」の声あり）もうちょっと待ってください。

ほかにありませんか。

5番 ページ 54 ページの2の1の7、企画開発費の中に報償費、山形空港利用促進事業報償と
金額は7万 5,168 円のようにありますが、この利用促進事業報償、この中身についてお聞き
します。

まちづくり課長 これは羽田便増便、それから名古屋便が今回新規で、また何年ぶりかにありま
したが、山形空港の利用を促進するというような意味で各市町村が、その市町村のイベント
デーというようなことを設けてまして、当町では縄文サブレを搭乗する方、それからこちらに
降りた方のところに職員で縄文サブレとパンフレットを配って町のPRをしたというような
ことです。

5番 そうしますと、別にものをあげてるんじゃないかとPRするための人件費というような内容
だということの理解でいいんですか。

まちづくり課長 済みません。説明不足で、縄文サブレ、80円、1個、1枚ですが、それを870

枚配ったということの、その品物代です。

委員長 ほかに質問ございませんか。ありませんね。

なしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結します。

第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。

2番 79ページの障がい者福祉サービスの件でお伺いします。

この障がい者に対して手厚い予算計上していただいていることは大変ありがたいと思っておりますけれども、長沢にこの秋に障がい者の就労支援というものが、今やってるわけですが、本来なら9月にもうオープンという予定だったんですけども、いざ工事をやってみたら、やはり長年使っていない老朽化した施設なものですから水道、特にやっただけでもかなりの老朽化してるということで、予算的に厳しいものがあって今ずれ込んで、何とか10月にオープンという話は聞いてるんですけども、建物だけ無償貸与という形で当町はやってるわけですが、なかなか就労支援というのは8市町村、新庄市はもちろんありますけども、舟形は2番目ということで、どこにもないものを、まさに福祉のまちづくりというものをうたってるのであれば町としては、やっぱりNPOとしては最初やらないといったんですけども、もし万が一財政的に応援のほう、要請がきた場合は町としてはどういうふうに対応するつもりかお聞かせ願います。

税務福祉課長 じゃ私のほうからお答えします。

今申されたように新しくNPO法人、舟形に設立になりました。そのメンバーでもって長沢のほうに今事業所を建てる準備を行っておりますけれども、やっぱり財政的には、これからのものですから、まだまだ不足する部分があるかと思えます。町では、このたび社会福祉、山形県の社会福祉協議会のほうの競馬馬主会だったと思えますけれども、そちらのほうの補助金を活用させていただくというふうなことで申請の手助けをいたしました。その結果、200万までにはいかなかったんですけども、そのようなお金をいただいております。

それでもって、その補助が決まらないうちはその改修工事が始められないというふうなこともありまして、工事につきましては8月、お盆が過ぎて20日ごろから契約をしながら進めておりますけれども、今のところまだ全部完了というまでにはいかないというふうなところで、その結果、これから山形県のほうの指定も取らなければなりませんし、それも今度工事が終わらないとできないというふうなところもあって、追って追ってその事業が、進みぐあいによりましてしか中身が進行しないというふうなこともありますので、開所するには、当初は9月というふうを考えていたんですけども、きのうの町長の行政報告、二、三日前の行政報告にもありましたように、開所につきましては10月下旬あるいは11月の初め、そのあた

りになろうかというふうに思っているところでございます。

2番 今、課長が答弁していただいたように、やはり進捗率は大変極めて遅いという感は否めないと思います。

ただ、そっちこっちから聞こえる声ではありますけれども、やっぱりそういうものを求めているという町民もありますし、最上郡全体も含めてですけれども、かなりの問い合わせ等あるという話は伺いましたので、何としてもやっぱりしてもらわなければならないんですけれども、町としても何ら一切かわりないみたいなことでなく、やっぱり率先して町がバックアップしていくような体制をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

税務福祉課長 私どものほうにつきましては、県の指定も取らなければなりませんので、そういうふうな方向で県の職員ともお願いをしながら進めさせていただいてるところでございます。やはり 15 人は目安として事業所を考えておるものですから、その募集人数に応じた形でないとやっぱりなかなか法人につきましても事業運営が大変であろうかと思っておりますので、募集等につきましても協力をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

1番 84 ページの3の1の2であります。子ども・子育て支援計画策定業務委託料とありますけれども、この業務委託の内容と委託先はどこになってるのかお聞きいたします。

税務福祉課長 済みません。（「もう読み上げてます」の声あり）この子ども・子育て支援計画につきましては、ことしの 27 年 4 月 1 日から法が新しくできまして、子ども・子育て支援制度というふうな法律ができました。それにちなみまして昨年来から 4 月 1 日の施行に合わせた形でそれをつくっております。

その中身といたしましては、これまでの次世代計画の見直し、そしてそれに伴う改正を踏まえて、あとこれから 5 年計画ですので、これからの子どもたちへの支援、それも新しくできたメニューもいっぱいありますので、それらも踏まえた形で策定をしております。

契約先につきましては、山形市にあります株式会社富士商事さんというふうなところに業務委託をして完成をさせていただいたところでございます。

委員長 ほかに質問ありませんか。

8番 7 ページの……（「7 ページ」の声あり）77 ページ、間違いました。民生児童委員の報酬についてお伺いします。

これからますます舟形町も高齢化が進み、民生児童委員の活動範囲がこれからだんだん広くなるとう、なるものと思います。しかしながら、民生児童委員のなり手が少ないという現実があります。その中で民生児童委員の活動報酬とありますけれども、この内容をお聞きします。

税務福祉課長 こちらの民生児童委員活動費報償につきましては、県のほうの県補助金、県委託金というふうなことで 153 万 7,500 円というふうな財源になっております。それに加えて舟形町では 1 人当たり 1 万円を加算しているというふうなことで、こちらに 24 万円が加算されております。

しかし、この決算額で 163 万 1,117 円というふうな決算額になりました経過につきましては、昨年の 6 月ころにある地区の民生委員さんがおやめになられまして、そして新しく民生委員さんが決まるまでの分については、報償費を支払っていない関係で日額計算をさせていただいた関係でこのような円単位の金額になっているというふうな内容でございます。

8 番 民生児童委員が 24 名、単純に 160 万を提案すれば割り戻して 1 人当たりの単価が出てくるんですが、今、民生児童委員のなり手が少ないと。なぜなり手が少ないのか。余りにも民生児童委員の仕事、負担が大きいのが現実なのかなと思います。だとすれば、どこで民生児童委員を、優秀な民生児童委員を確保するかといいますと、まずもって民生児童委員はボランティア活動の一環ではありますけれども、それに見合ったやっぱり手当なり報酬なりを払わないとなり手が少ないのかなと思いますので、その辺の考えをお聞きします。

税務福祉課長 今申されたように、やっぱり一人当たりになりますと県の委託金でもらってる金額につきましては、1 人当たり 5 万 8,400 円ぐらいになります。それに町の 1 万円を加算しても 6 万 8,000 何がしというふうなことで、1 カ月 5,000 円相当ぐらいしかありません。で、毎月定例会もございまして、そのほかに研修会であったり県の大会であったりとかかなりそういうふうな部分につきましても、活動してもらっています。さらに、一番大変なのは、やはり町内区のほうで選出してる関係で町内の見守りというふうなところで、今、高齢者世帯もひとり暮らし世帯もふえている中で、そのような方々の目配り、気配りというふうなところでのそういうふうな仕事が大変きつくなっているのではないかというふうには思っております。

そんな中で、やはり町のほうで考えられるのは報償費のアップではなかろうかなというふうな思ってるんですけども、でも、やっぱり当時者、民生委員の方々は本当にボランティアに溢れた方々でもございますので、その辺会長さんなりとも相談をしながら、そういうふうなご意向を受けながら検討をしていきたいというふうな考えております。

8 番 あくまでも民生児童委員はボランティア活動の一環でありますけれども、ぜひとも来年度の予算で、もう少し報酬、手当と申しますか、その辺を、増額を強く要望します。

町長 これは舟形町だけの問題ではないわけでありまして。国の民生児童委員というのは厚生労働大臣の委嘱なんです。私のほうの舟形町のあわせて町長名での委嘱もありますけども、主体的には国の委嘱状というふうなことで、これは舟形町のみならず国全体で社会保障費という立場で人口減少なり少子高齢化の中で上積みをするのが、やっぱり国の責任であろうとい

うふうに思うわけです。

ですから、一般質問、この前ありましたけれども、地域で支え合うというふうな人口減少への対応もありますので、その核となるのが、この民生児童委員もボランティアでありますけれども、ボランティアといっても限り、限度があるわけでありますので、その辺はじっくり厚労省、国のほうで大幅な予算要求というふうな立場で、町村会でも別な立場でやっぱり要望活動をしていかなければならない大きな問題なのかなというふうに思います。以上です。

委員長 この委員会は決算審査ですので、要望とかそういったことはなるべく控えて、まず事業が終わったことについての検証をお願いします。

じゃ、ほかに質問をお願いします

4番 なるべく今指摘あったような形で質問したいと思いますけれども、78 ページ、老人福祉費、成果表見ますと「各老人クラブにおいて会員相互の親睦が図られたとともに、各会員がいきいきと活動することができた」とあります。ここではクラブ 15、単位クラブ 15 とありますけれども、これは町全体のクラブ数が 15 という意味ですよ。それで 467 名というようの方が会員になってるけど実際活動に来られるのは、全員が一堂にそろうときはないかと思えます。この老人クラブの会員だけの事業で確かにあろうと思えますけれども、近年クラブ数が減っております。今「親睦が図られる」というのは会員だけの親睦であって、老人の親睦というのはどのように考えているかということですよ。

税務福祉課長 老人クラブにつきましては、以前に名称のことでもご質問あったかと思えますけれども、やはり「老人クラブ」というふうな老人のくくりが、やっぱり今 60 歳以上といましても本当に現役に近い方たちばかりですので、そういうくくりの中でそういうふうな老人クラブの年齢幅があり過ぎる中に加入するのが大変ちょっとおっくうだというふうな意見もあります。昨年 16 クラブあったんですけれども、一昨年、25 年度は、26 年度には 1 クラブ減ってるというふうな状況です。その減ったのが舟形本町というふうなことを確認しておりますけれども、そんな中で老人クラブに入っていない方、やはり多数おられます。そのような方たちが家の中に閉じこもりであったりとか、いろんな形で人とのかかわりができないとすると一番、何ていいますか、元気でないお年寄りになっていくかと思えますので、やっぱり家から引き出すような方策も必要であろうかというふうに思います。

ですので、あらゆる講座であったりとか、あと体を動かすような行事の中に、この間申し上げました、補正でいただきました健康ポイントを利用させながら老人の方々が、クラブに入っていない方々も元気になるようなものを、これから考えていきたいというふうに思っております。

4番 本町第 1 から第 4 ある中で老人クラブ活動が休止、要するに廃止になったということで参画していた方々で大変がっかりしてる方がおられるわけです。要するに老人クラブがあるこ

とによって活動ができる、その楽しみをしてるといふところの楽しみ、夢がなくなったわけ
です。ここである成果表、これは単年度の成果表で、この言葉はよろしいかと思ひます。し
かしながら、今課長言われたとおりに、通年クラブ数が減ってきていると、私の隣の町内会
でも数年前になくなっておりまゝす。人が亡くなつたんじゃないで、クラブがです。そういう形
の中で年々減ってきてるような形も、あくまでここでも評価して「どうすればいいのか」と
いう言葉があるべきではないかと思ひます。考へ、どうなんですか。

税務福祉課長 老人クラブの創立が昭和40年でことし50周年を迎えるといふふうなことで、こ
の記念行事と記念誌といふふうなことも今準備を進めてるわけですが、その中にやは
りこれからの老人政策につままして新たなものが組み込めるかどうか検討させていただき
たいといふふうに思ひます。

4番 社会保障の中でも前期高齢者・後期高齢者と、これも余り言葉よくないように感じますけ
れども、老人法で60歳以上が老人といふふうに定義づけられてる中で、地域、特養の団体
年齢にある程度活動しやすく仲よくしやすいような、いろんな仕組みの変へ方もぜひ必要か
と思ひます。老人の方々が仲よく、仲よく元気に地域で明るく笑顔で暮らせるようなクラブ
活動づくりを、今後検討するべきだと思ひますので、前向きな方向性で革新的にみんなが楽
しくいられる地域が明るい老人クラブじゃない体制を、老人クラブじゃない体制でないけれ
ども、参画しやすいクラブにしていっていただきたいと思ひます。

委員長 ほかに質問ありますか。

5番 3の1の1です。（「ページ数は」の声あり）ページが74ページ、先ほど8番委員も質
問しておりましたが、民生児童委員の関係であります。この成果表の中に「厚生労働大臣
より委嘱された24名の民生児童委員」とありますが、この24名といふふうな方々といふの
はどういふふうな基準にのつとつてこの24名になつたのか。法令、法律とかさまざまあつて
舟形町では24名だよといふふうなことになつてるのか、まずそつから聞いていきたいと思
ひます。

税務福祉課長 はつきりちよつと根拠がちよつとわからないので、後ほどお答えさせていただく
ことにさせていただきたいと思ひます。

委員長 休憩します。

午後3時30分 休憩

午後3時39分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 先ほどのご質問なんですけれども、舟形町の民生委員さんにつまましては、民生
委員が22名、児童委員が2名といふふうな体制になつておりまして、24名となつておりま

それで区域担当民生委員というふうなことの配置基準というふうなものが国で規定してるものがございまして、それが3段階に分かれております。1つは人口10万人以上の市、あとは10万人未満の市、あとはくくりの中では町村というふうになっております。町村につきましては、配置基準といたしまして70人から200人の世帯で1人の民生委員というふうになっております。私どもにつきましては、世帯をカウントしまして一番最大の22名というふうな形をお願いをしてるところでございます。

5番 そうしますと、舟形町では70から200世帯に1人というような感じで配置してるということですが、私、なしてこういうことを質問したのかといいますと、やっぱり集落によっては少世帯の集落、大きい集落とあります。そういった中で検討して配置してるんだろうというふうに思いますが、非常に大きい、民生児童委員の方が苦勞してるというふうなことを聞いております。しかも、非常に複雑な家庭環境の中に入っていくわけですので、非常に難しい面もあるわけでありまして。そういった中で女性の方、特に難儀してるなというような感じを受けてるわけでありまして。そういった中でももう少し戸数といいますか、対象者の人数によっての配置の見直し、この辺も考えるべきじゃないのかなということが第1点。

あと、もう一つが対応する際に非常に個人情報等あって難しい場面も想定されます。わかりますけども、一人では対応しきれない場面があると思うんです。そうしたときに町内会長と一緒に形で対応ということも考えてくれないと非常に民生児童委員の方々への負担が余りにも大き過ぎるなというような感じを受けているわけでありまして。

そういった中で、1つは単純なる戸数だけでなく対象者の人数等も勘案した配置の見直し、あともう一つは、1人じゃなくて、やっぱりこの次となれば準公務員である町内会長さんの力をかりるとかして対応していくということも考えていかなければならないというふうに思うわけでありまして。そういったところについての町の考えをお聞きしたいと思っております。

税務福祉課長 民生委員さんの区域設定というふうな形での担当につきましては、やはり大きな集落と小さいところというふうなことでかなりの差がございまして。大きいところ、まあ舟形第3でありましたら2人の方をお願いをしてるところであります。やはり団地等もありますので、人の入れかえもあったりとか、あとそのところに老人のひとり暮らしであったりとか、いろんな課題がありますので、ご難儀をかけているというふうなことで私どもも思っておりますのでございまして。

あと、小さいところといいますか、西の又、松橋、あとは新堀、真木野、その辺は一体的に今集約をしまして1人の方というふうをお願いをしておりますので、随時対象人数に見合った形での、人数は制限がありますので、その人数を生かしながら調整をしているところがございます。

あと、2つ目の町内会長さんとも協議をしながらというふうなお話でございまして、やはり

身分的に一番の個人情報をも管する民生委員さん、町内会長さんもそれと同等なところで個人情報を把握してるところもございますが、やはりそれは区分けをする形をお願いしております。

ですが、昨年でありましたら除雪等のかかわりというふうなことで、そういうふうなものについてはお互いに連携をとりながら進めてくださいというふうなお話を座談会のときにさせていただいております。あとは、本当に個人的なその家の世帯に限っての収入面であったりとか健康状態であったりとか、いろんなケースがありますので、それを全部共有するというふうなわけにはいかないの、かえって隣、隣接した民生委員さんたちが連携をとって情報交換をしながら進めているというふうな内容になっております。

5番 確かに回答の中のとおり難しいということはわかるんです。であります、やっぱり民生児童委員の方々の話を聞いてみると、逆に私鬱病になるんじゃないのかというようなところまで感じてる方もおります。そういったことを考えていくと、やっぱり少しは地域支え合い的な考え方もしてあげないと民生児童委員の方々の負担が余りにも多すぎ、強すぎて非常に心身的な面でかなりストレスを感じているんじゃないかなというような感じするわけでありませう。

そういったところで、もう少し意思疎通を図りながら、民生児童委員の方々との意思疎通を図りながら対応してるような形で町のほうでも検討していただきたいなというふうなことを要望したいというふうに思います。かなり切迫した状態でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

町長 民生児童委員の方と町長と語る会が年に1回あるんです。各22プラス、24名の方々がそれぞれの地域の課題なり、あるいは要望というものを私のほうにお話します。すぐできるものは、私、すぐ回答します。これまでも、この活動費も、上乘せもしたのもその語る会であったと思います。

それから、いわゆる人員配置の問題も、今さっき矢作課長言ったとおり、大きいところは2名態勢にするとか、あるいは各町内を半分半分にして1.5にするとか、いろんな手法をしながら対応しているわけでありませうけども、まず、要は、基本的には、さっき8番委員さんも言いましたけども都会でも民生児童委員のなり手がいないということも、これは報酬の問題、あるいは人員配置の問題があるのではないかなというふうに思ってます。

ですから、これは国のほうでまず抜本的にそういう身分の保障なり、あるいは報酬のあり方なり、あるいは配置の基準なりというふうなものを、もう少し掘り下げて、現場の意見を聞きながら、その対応を図るというふうなものがやっぱり必要でないかなというふうに思います。それを踏まえて町は何ができるのかということではないかなというふうに思います。

あと、それから町内会長さんとの連携でありますけども、以前に3年間ぐらい民生委員と町

内会長の合同会議をした経緯があります。これはやはり今5番委員が言ったとおりに連携の仕方がなかなかケースによって違う、違うっていうか深まらないというふうなものがあったもんですから、ということは町内会長さんも2年で交代する。そうしますと地域のことがなかなかわからない。

あるいは、もう一つは民生児童委員さんが秘密を持っているということもあるもんですから、全てお話できないというふうなものもあるのかなというふうに思いますので、いずれにしても民生委員さんと町内会長との話し合いを、もう一回復活するのもいいのではないかなというふうに思っています。

委員長 ほかに質問ありませんか。

8番 79ページの老人福祉費の老人いこいの家管理事業についてお伺いします。

まず、最初に老人いこいの家の利用状況をお伺いします。

委員長 休憩します。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 昨年度の老人いこいの家については、結婚サポートセンターがあそこの事務室に3人入っておりまして、さまざま活動やってきました。

それで、一つは従来どおり地域の舟形地区の老人クラブの方々が、空いてるときに開放して使っていただいたというふうなことがありました。事務室のほうは職員いたので、自由にその辺は使いたいときに使っていただいたということでした。

それから、毎週月曜日に健康づくりの一貫で20名程度の、高齢者が大体主なんですけれども健康づくりの体操を定期的に20名でやっておりました。

8番 以前は老人クラブの活動が活発な時代は月に何回となく週に何回となく利用したことがあります。ただ、現在、老人クラブの停滞とともに余り活動がなされていないような感じがします。その中で老人いこいの家を、これからどのような形で老人クラブなり一般の町民に開放して活動の場を設定するのか、その辺お伺いします。（「休憩してください」の声あり）

委員長 休憩。

午後3時51分 休憩

午後3時53分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 今後の使い方というふうなことなんですけれども、今、まちづくり課長が申し上

げましたとおり平成 26 年度は婚活というふうなことで、そちらの事務局が入った関係で私どもの方については管理しておりませんでしたけれども、27 年度につきましては、税務福祉課のほうで管理をしている状況です。今のところ人の管理というよりも施設の管理の部分が多いんですけれども、利用していただく利用過程の中で、今の現状としてはまちづくり課長が申し上げたとおりの使い方なんですけれども、やはりこれから健康づくりを進めていくために、今、月曜日っていうふうなお話がありましたけれども、定期的に使っている団体もごございます。それから、水曜日にしゃんしゃん体操というような形での利用もありますけれども、さらに公民館とか使うよりは、そういうふうな老人の方々が集まりやすい、またバスとかも利用しながら活用ができるというところで、それから舟形診療所の診療が終わったあたりに、そこで休みをとりながら、また何か取り組めるような公共的な場としては利用価値のあるところと考えておりますので、そういうふうなメニューをこれから考えなければならないと思っております。新たな取り組みということにつきましては、健康づくりの部分で何か定期的なものを考えていきたいというふうに考えております。

町長 この老人いこいの家は、当初は老人の方々が憩いをする場所がないというふうなことで多分設置なった施設であろうというふうに思います。その後、経過する中で私の記憶では舟形町本町の老人クラブの方が主体的に使用されていたのかなというふうに思います。私もあそこに年に3回ぐらいご招待受ける事業もあります。お茶、お茶会と申しましょうか、ああいこう感じのものもありますし、あるいは老人クラブの敬老会もありますし、全て老人に供した事業が出てくるわけでありまして。

ただ、本町老人クラブの方々が、もう解散してしまったというふうなことで非常に寂しさもありますけれども、公共施設のあり方をこれから探求する中であそこに、舟形駅に観光物産センターもあるわけでありまして、それとドッキングしたような使い方も一考なのかなというふうに思いますし、先ほど矢作課長が言ったとおりに健康づくり、しゃんしゃん体操、健康づくりの講座などもいいのかなと。

ただ、全体の町内全体の事業となりますと輸送の問題もありますし、町営バスも利用するというふうな方法もありますけれども、その辺も一考二考考えなければならない課題があるのかなというふうに思いますし、この辺は老人クラブの皆さん方とも、るる相談しながら、あるいは公共施設のあり方というふうなものも協議しながら、いい方向に持っていかなければならないのかなというふうには率直に思うわけでありまして。

8番 現在のいこいの家の管理状況は誰も管理人がいないと、使った人が自主的に掃除したり管理をする、管理をしながら利用するというような形になっておりますけれども、各舟形町、舟形地区の老人クラブの利用者だけだとしたら各地区では各公民館あります。公民館を中心にして老人クラブ活動をやっている地区、部落、公民館の利用であります。てなことを考え

ると、あそこが前どおりいこいの家というような形での活動拠点でいいのかどうか。これからのいろんな人口減少の問題、また高齢者が多くなって一人で高齢者が企画したり立案したりするのが難しいというような感じがしますので、できれば私としては中央公民館に公民館活動の一環として一括して、そこで老人クラブの活動をサポートしたり活動拠点としていくような形をとれないものかどうか、経費節約の面からもそのような形で質問いたしました。

委員長 答弁必要ですか。

町長 今8番委員のご質問も考慮しながら、いい方向にもっていきたいなというふうに思います。

委員長 本日は、これにて散会といたします。

あすは、午前10時より再開いたします。

以上です。

午後3時58分 散会

平成 27 年 9 月 15 日 (火曜日)

決算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成27年決算審査特別委員会第2日目

平成27年9月15日(火)

出席委員(9名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	奥山 知雄	代表監査委員	星川 基
総務課長	中山 進	監査事務局長	高橋 明彦
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会事務局長	沼沢 弘明
税務福祉課長	矢作 めぐみ	選挙管理委員会書記長	中山 進
産業振興課長	沼沢 弘明	教育委員長	太田 二三男
地域整備課長	伊藤 幸一	教育長	齊藤 涉
会計管理者	結城 恵美	教育次長	叶内 範夫
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦 主 任 石川 忍

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
財産に関する調書の審査

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員9名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委委員を開会いたします。

認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 直ちに一般会計、歳出、民生費の質疑に入ります。

質疑については、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。どうぞ。質疑ありませんか。ありませんね。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ありませんね。なしと認め、第3款民生費について質疑審査を終結いたします。

第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。

2番 93 ページ、自殺予防対策推進事業とありますけれども、この引きこもりとか閉じこもりになってる生徒が何人ぐらいいるのか、町としては把握してるのか、お聞かせ願えたらばお願いします。

税務福祉課長 ただいまの引きこもりの件でございますけれども、町独自といいますよりは県のほうで民生委員の方を通じて、その把握が昨年なされました。最上地区全体というふうなことでは把握しておりますけれども、舟形町というふうなことにつきましては、民生委員さんから直接県のほうへの回答なものですから、町としては把握してない状況でございます。ちょっと探してみますと、県のほうであったりとか最上地区、そういうふうな形での数字的なものはわかりますので、後ほどでよろしいでしょうか。小国委員のほうに紹介したいというふうに思います。

2番 やはり何かあってからでは遅いと思うんですよ。どこでも後から教育委員会とかさまざま世の中にニュース等で流れますけれども、やはりそういうものがわかっているのであれば、やっぱり親御さんだけでなく地域も含めて、やっぱり貴重な子どもたちを失うようなことのないようにこれからも留意していただきたいと思います。

税務福祉課長 おっしゃるとおりでございます、なかなか民生委員さんのほうでも町内各担当がありまして、やはり家族のほうでそれを公表っていうか、何ていいますか、相談したいというふうに思っている、家族のほうからそういうふうな相談を受けない限りは、自分のほうでそういうふうな方がいるんじゃないかというふうなことでのかわりがなかなかできなくてというふうなお話があります。そんな中でやはり直接町のほうというふうなことでご相

談があった場合については、随時対応しているような状況で、それに向けては今後ともやっていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありますか。

3番 94 ページですけれども、環境衛生費、当初予算で 147 万 2,000 円になっておりますけれども、補正で 146 万の減額になってるわけです。これ何か事業の見直しかなんかあった、事業の見直しをしたためにこういうふうな減額にしたんでしょうか。

地域整備課長 当初各合併浄化槽対象区域の浄化槽設置なさる方というふうなことで当初読んでおりましたけれども、昨年、26 年度は 1 件もなかったというふうなことで減額というふうなことでなっております。

委員長 ほかにございますか。

1番 95 ページ、13 の委託料でリサイクル推進事業の中で報償費、リサイクルステーション管理報償費でありますけれども、この内訳をお願いします。

税務福祉課長 こちらのリサイクルステーション管理報償につきましては、町内会のほうにありますがリサイクルステーション、そちらを衛生組合長さんのほうで管理していただいております。それで内訳はいいですが、内容的にはその町内でステーションの数もありましてその数に見合った金額というふうに算定しております。内容なんですけれども、ちょっと今資料持ち合わせていないものですから、後ほどご説明したいというふうに思います。

1番 リサイクルステーションっていうようなことなんですけれども、やっぱり何年かすれば壊れると思います。そのリサイクルステーションの更新にかかわる経費、1 個当たり幾らで年間幾らというのがあると思うんですけれども、そこら辺把握してればお願いします。

委員長 休憩します。

午前 10 時 11 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 昨年度、平成 26 年度の衛生ステーションの新設、新しく設けられたのが西堀で一般ステーション 1 台、リサイクルステーション 1 台。それから、更新につきましては富田、これは一般ステーションの 1 台。それから、修理につきましては舟形 3、沖ノ原、洲崎、真木野というふうなことで 4 台というふうな実績になっております。

先ほどのリサイクルステーション報償費、それに係る更新修理代につきましては、54 万 8,500 円というふうになっております。

委員長 ほかに質疑、質問ありますか。

8番 93 ページの健康増進事業についてお伺いします。

成果表によりますと、43 ページの成果表によりますと事業内容が詳しく書かれておりますが、人間ドック 896 名、地域検診 229 名となっておりますけれども、この受診者は町の対象者の全戸の検診者率っていうか、何%の方が受けるのか、その辺お伺いします。

税務福祉課長 検診につきましては、35 歳以上を対象にしております。そんな中で受診していただいた方につきましては、こちらの成果表に記載されている人数なんですけれども、それからパーセンテージにいたしますと、人口、その対象で割りますと 28%ほどというふうになっております。

8 番 町では今盛んに健康寿命というものを重点的に今掲げているんな政策をやっておりますけれども、この 18%というがん検診の検診者数が、これは多いか少ないかはその人の考えでありますけれども、私としてはもう少し、やっぱり半数、50%ぐらい、やっぱり検診率が上がれば早期にいろんな予防措置なり健康の管理なりできると思うんですけれども、いかにして検診率を上げるかということに対して、担当としてはどのような方法で検診率を上げようとしているのか、その辺お伺いします。

税務福祉課長 ただいま申し上げました数値は他保険っていいまして、市町村共済組合であったりとか全国社会保険というふうな形の人数がちょっと含まれていない関係で 6 割、60%以上ぐらいになっている状況です。特に特定検診につきましては、必ず保険者が受けなければならないというふうなこともありまして、64%ぐらいだったと思います。これから受診率を高めるといふようなことの政策といいますか、そちらにつきましては、去年は国民健康保険のほうの補助対象の中で、そういうふうな受診をされていないけれども要精検のある方につきましては、電話等だけではちょっとまだ把握っていうか、そちらのほうの要請ができないというふうなこともありまして、2 名の方をお願いしまして訪問をさせていただきました。そんな中で、じゃ来年から受けるというふうな方も数名おりましたし、そんな中でやっぱり受診対策というふうなことで力を入れていきたいというふうに思っております。

さらに、また同じようなことになりましたけれども、健康ポイント、そのポイントを付与するというふうな観点から広報なり個別にご案内を差し上げる段階でそういうふうな取り組みもあわせてしていきたいというふうに思っております。

ただ、舟形町の特徴といたしましては、検診については人間ドック、こちらが 8 割以上になっているんです。ほかの市町村であれば地域受診というような形で町の受診車というふうな形の車での検診を受けているケースが多いんですけれども、地の利の関係か、舟形町につきましては人間ドックが 8 割以上を超えているというふうなことで、まずは内容的にも密度の高い受診というふうな形になっております。

8 番 先ほどの受診率 18%ではなくて、6 割から 8 割の方が人間ドックなりいろいろな検診を受けているということで理解していいんですね。はい、わかりました。

それから、がん検診についてですけれども、唯一予防できるがん予防ということで子宮頸がんワクチンの投与というものが全国的に進められまして、我が町でも高校生、中学生の、中学3年生か、対象にしながらやってきた経過がありますけれども、その内容について今いろいろなマスコミ見ますと子宮頸がんの発生率よりも予防接種による健康被害が多いというような感じ、マスコミの話もあるようですけれども、実際町であのような対応と、また検診態勢を、どのようになっているのかお伺いします。

税務福祉課長 子宮頸がんワクチン投与につきましては、平成 24 年の年に一斉にこの制度が設けられまして、舟形町につきましても小学6年生以上の方を対象に 499 人というふうな形で受診をさせております。その後、これが副作用というふうな形でしびれとか頭痛、または脳障害を起こすというふうなところの事態が発生した関係で、国では積極的な受診のスタイルから消極的っていいですか、余りにもちょっと副作用がひどいというふうな方もおりましたので、勧奨をちょっと控えている状態でございました。そんな中で舟形町につきましては、25 年には4名の受診、26 年、昨年度につきましてはゼロ人というふうなことで、そのワクチンを投与というふうな方はございません。

あとは副作用のことをございますけれども、副反応ですか、そちらについても、舟形町については該当者はおりません。

委員長 ほかに質問ありますか。

5番 92 ページ、4の1の4、4の1の5か、健康増進事業費の中の：93 ページにありますけれども健康増進計画策定業務委託料 77 万 7,600 円とありますが、これどのような内容なのか質問します。

税務福祉課長 こちらにつきましては、舟形健康 21 といいます 10 カ年の計画の策定年限が昨年で終わっていた関係で、昨年、25 年度で終わっている関係で昨年、その計画策定に向けて予算化をしていただきました。400 万何がしだったと思います。ですが、なかなか業者の関係もありまして昨年そちらの作成できる業者が子ども・子育て支援計画あわせて介護保険計画のどちらにも忙しいというふうなこともありまして、なかなか業者が見当たらない中で経過してしまいました。また、あわせてちょっと職員の体制のこともありましてそちらのほうに向かえる努力ができていないということもありまして、3月にその予算は減額させていただきましたけれども、こちらに実績として上がってる分につきましては、健康づくりに関するアンケートを実施いたしました。12 月以降だったと思うんですけれども、そちらのアンケートの調査、集計をしていただいたというふうなことで、こちらは山形市にあるそういうふうな情報の会社でありますけれども、株式会社ウィルというところと契約をいたしまして、そちらのほうを完了していただいたことの経過でございます。

5番 そうしますと、結果としては、この 10 年間の健康増進計画、これはつくれなかったとい

うような理解でいいんですね。（「はい」の声あり）そうしますと、成果表の 43 ページに健康増進事業の中に「健康寿命の延伸と生活の質の向上」というような文言ありますけども、この 43 ページの成果表にある中で、これらを達成するために新たにこの事業したというふうな内容はあるんでしょうか。でなくてこれまでどおりのものを、ただ踏襲してきたというふうな内容なのかお聞きします。

税務福祉課長 成果表の 43 ページの事業内容のこの 5 点に係る実施事業につきましては、従来どおりの内容でございます。ただいま申されましたように、ことし、その増進計画を策定するというふうなことで今策定委員会も設けながら進めておりますので、その中に新たなものが、ものを入れながら今後の 5 年間の計画をつくり上げていきたいというふうに感じております。

5 番 結果として今年度につくるというようなことなんですけれども、今年度の、全協の中で説明あった健康ポイントについても、このこととのかかわりというのはあるんでしょうか。

税務福祉課長 健康増進計画ですので、町民の健康に向けた関心を高めるというふうなところがまずは第 1 点かと思っておりますので、そのキーワードとなる、そのための決まりというか、いますか、そういうふうな中で活用できるものとしてポイント制度を設けましたので、それらを生かしながら健康づくりができるようなシステムにもっていきたいと思っておりますので、あわせて健康づくり計画のほうには、それを載せながら進めていきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

4 番 94 ページ、4 の 2 の 1、清掃総務費、この中で 95 ページの一番下の行になります、2 番の不法投棄防止対策事業 2 万 3,700 円となっておりますけれども、当初の予算では 27 万 8,000 円の予算になってるかと思っておりますけれども、この内容をお聞かせ願えますか。

税務福祉課長 ただいまの不法投棄防止対策協議会負担金につきましては、実績として 2 万 3,700 円というふうなことで請求があつて支払いしてるわけですがけれども、予算書につきましては、今確認しましたけれども、負担金で 2 万 4,000 円というふうなことで、この範囲内というふうになっております。

4 番 それはわかっております。しかしながら、予算書のほうでは不法投棄の粗大ごみの処理の委託料並びに家電 4 品目処理手数料とかつていうような形の中で小分けして予算をつけてるわけですか。この事業は行わなかったんですか。

税務福祉課長 不法投棄の防止対策というふうなことで春先と秋にキャンペーンというふうな形で最上地区の県職員あとは警察、あとは衛生組合関係者でもってパトロールをします。そんな中で不法投棄が見受けられるものについては、町のほうでトラックに積み上げて処理してるわけですがけれども、ことしにつきましては家電製品といいますか、そちらも、あと大きな粗大ごみの処理をすべく、支払いまでには委託、該当する不法投棄のものがなかったとい

うふうなことで、そちらにつきましては3月に減額しているかと思えますけれども、そういうふうな処理をさせていただきました。

4番 大変改善されて不法投棄がなくなってるというような報告に受けまされども、いろんな地域で不法投棄、要するに大きいもの小さいもの捨てられたものをボランティア的にごみ拾い等々をやっておるかと思えます。舟形町の玄関口であるインターチェンジのところも非常に春先はひどいごみです。高校生とともに地域の方々がやっているわけですがけれども、不法投棄のこの事業の中で不法投棄をしないような例えばされそうなところに花を植えたりする活動、やっぱり美化、その上の美化運動とともにこの20数万の予算の中で種子などを配布して花植えをしてごみを投げない対策、そういうものもかなり効果があるかと思えます。この次はそういうような方向性でこの数字の範囲内の費用を捻出して対策に当たればいかと思えますけれども、いかがですか。

税務福祉課長 その不法投棄される場所については、のぼり旗とかっていうことで対応はしてるんですけども、なかなか、投げる方もそののぼり旗を、立っていないところに投げていくというふうなケースが年々増加しております。そんな中でそちらのほうの情報が入った際には、のぼり旗をふやしていくというふうな形の取り組みはしております。

ただ、今、佐藤委員さんが言われたように花を植えたりというふうな環境美化というふうなところの視点がちょっと私どもで把握してないところもありますので、今後、衛生組合長さん会議のときにでも提案しながら、そういうふうな対応に努力させていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 ページ94ページ、4の1の7、環境衛生費の中の県合併処理浄化槽普及推進協議会負担金、金額は6,000円ありますが、これ負担することによっての町へのメリットはどういうふうなことがあるのか。

地域整備課長 町では、合併処理浄化槽の設置整備事業の補助金交付要綱というものがあります。それともう一つは国、県のほうでやっております水質保全推進事業費補助金要綱というのがございまして、それをもとにして町のほうで補助金要綱でやっているわけですがけれども、そういう情報を提供いただいてやっているというふうなことが主だと思えます。ちょっとはつきりは申し、あれですがけれども、関連としまして実績の中には補助金の19節の、歳出ございませんけれども、そういった内容も含めて県からの支援というふうなことがあるということをご理解いただければと思えます。

5番 舟形町では、農業集落排水、公共下水道というようなことでかなり整備されてきているわけですが、条件等がなかなか厳しくて合併浄化槽で対応しないとできないというようなところもあるというのはわかりますが、差し迫って具体的なメリット等がないとすれば別

に負担金出さなくても、脱退してもいいのかなというような感じしますが、この辺について精査すべきじゃないのかなというような感じしたものですから、質問したところであります。いや、絶対これだけのメリットがあるから、ぜひ欲しいというようなものを、我々が納得できるようなものがあれば、これはしようがないというふうに思いますが、この辺のところについて、もう少し詳しく話をさせていただければありがたいというふうに思います。

地域整備課長 このたびの決算の監査委員からの報告の中にも公共下水道もそうなんですけれども、集落排水の整備されている集落における普及率等を上げる上で、いろいろ県全体として普及推進を図るパンフレット等の策定とか、そういう加入促進を図るという意味で県の足並みそろえてというふうな考えがあると思いますので、町もそれに同調してやっているというふうなところなんです。

5番 今の回答というのは、接続率を高めるための啓蒙にするということの回答なのさ。ここでは合併浄化槽のことなわけだ。今の回答というのは合っていないのさ。

地域整備課長 ここでは合併浄化槽の普及推進というふうなところの負担金ですので、県の合併浄化槽を普及するというふうな背景には、いわゆる公共下水道、さらには集落排水事業で対応できないところの、いわゆる水浄化の思想の普及というふうなことだと思います。そのことを合併、その対象にならないところについて合併浄化槽を推進していくというふうな運動の内容です。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費について質疑審査を終結いたします。

第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。質問をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5款労働費について質疑審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 ここで、質疑に入る前に税務福祉課長からの申し出がありますので、答弁を許します。

税務福祉課長。

税務福祉課長 先ほどの2番委員さんからのご質問でありました引きこもりの数字的な内容でございます。昨年県を通じてアンケート調査を、民生委員協議会を通じて行いました。それで県全体といたしましては1,607人、うち、これも最上地域というふうなくくりでしかないのですけれども、106人というふうな数値になっております。

それから、もう一点のステーションの管理報償費の内容でございますけれども、今管理しておりますそれぞれの町内会、複数、2基から5基というふうな形のところもありますし、そういうふうな数を合わせまして101基というふうなことになっております。それに単価6,000円というふうな内容で積算しまして全体の支給額が60万6,000円というふうな実績になっております。

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。

2番 それでは、私のほうから109ページ、農山漁村活性化プロジェクトについて質問させていただきます。

これは国の補助金対象になってると思われますけれども、これ6次産業化という名目で支援をいただいているようなんですけれども、今現在は町の振興公社のほうで運営委託しているようなんですけれども、それで大丈夫なんでしょうか。

産業振興課長 成果報告書の62ページのほうに、その概要を載せております。この事業はおっしゃるとおり国からの2分の1の助成を受けまして事業主体が町というふうな形で実施されたもので、2番委員がおっしゃるように6次産業化を目指すというふうなところが大きいポイントになるのかなというふうに思います。

この事業については、加工施設とそれからいわゆる生産母体となります生産組織の育成、それから生産組織の販売を、販売による所得の向上というふうなものも加味して行っている事業ですので、これは加工場だけのまだ予算で、来年度、28年度には、それに次ぐ生産態勢のものとの事業というふうなものも行う予定としております。

2番 これからも、じゃ振興公社のほうで全面的にやるということで、普通生産組織等できた場合はそちらのほうに移行する気があるのか、その辺もお伺いいたします。

産業振興課長 この富長の加工施設については、引き続き振興公社のほうで行っていただきたいというふうなことで考えておるところです。加工施設については、生産組織については、その生産組織で栽培されたものを、その加工場に運びながら6次産業化を図るというふうな形をとろうかと思っております。

2番 わかりました。

でも、あともう一つ、ある町民の方から私のほうに、この施設について質問等もあり、また町のほうにも新たな農作物の加工をするためにはどうしたらいいかということで役場のほうに何か電話やったらしいんですけれども、そのときの答えが、担当課長、振興課の課長と町長の判こがないものについては受け入れられないみたいな話を伺った経緯があります。そういう、もし本当だとするならば、そういうことでは何のための振興なのか、行政が全てそこに手を突っ込んでいたんでは新たなものっていうのはなかなか出てこないと思うんですよ。門戸を広げて町民の方がこういう品物をどうですかって来た場合には、即座に対応していた

だいて、そういう回答もはっきりしてもらわないと、また私のほうに相談に来られるような経緯がありますので、その辺は何としてもやっぱりいろんな農産物、今、課長の頭の中にないものが私の中にはあります。それをやっぱり農家の方から言われてますので、そういうものも含めてこれから開発して、よりこういう施設にさせていただきたいと思いますので、何とか話、来たときには対応させていただきたいと思います。

産業振興課長 そういう新規作物の栽培等々については、いろいろな組織の中で個人から来たものについては、そういう話もあるというようなことでいろいろな組織、農業団体の組織の会議がありますので、そこにかけまして話を進めたいというふうに、こう思います。

ただ、加工場への持ち込みというふうな形でのものについては、町民全体がそれぞれ思い思いのものがあろうと思いますので、その辺については、今のところ対応しきれないというふうなところもありますので、それもあわせてその協議会なり、それから団体等の会議なりでちょっと検討したいなというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 109 ページですけれども、加工品販路拡大コンサルタント業務委託料というふうな名目で36万円となっておりますけれども、これはコンサルタント業務というのは、内容はどのような内容になってるわけですか。

産業振興課長 このコンサルタント委託料については、東京都の野村氏を町の観光、町の産業経済振興戦略官というふうな名目の中で委託をお願いしてる中身になります。

内容については、都市の消費者の動向、さらには売れ筋の品物、それから販売、これから販売しようとする会社との話し合いの場を設定するというふうな、さまざまな分野についての中身の内容について委託をしているものになっております。

3番 そうすると、これからもずっとこれ継続してコンサルタント業務を委託するというふうなことになるわけですか。

産業振興課長 27年度についても、同じくお願いしようというふうなことで予算を計上してるところであります。

ただ、これもずっと一緒というふうなことではなくて、3年刻みで計画しようというふうなことで今考えてるところです。

委員長 ほかに質問ございますか。

8番 103ページの農道維持補修事業についてお伺いします。

農道維持事業について、77万6,000円ほど支出されておりますが、その中で大体碎石の運搬と碎石の原料代が主なものとなっておりますけれども、(2)に使用料及び賃借料3万4,800円とありますが、この内容をお聞かせください。

地域整備課長 成果表の54ページお開きいただければと思います。この中で使用料3万4,800

円につきましては、ねずみ沢農道に係る国有林野の使用料の支出でございます。ちょうど温泉のトンネルを過ぎた、過ぎて、ねずみ沢に行くところなんですけれども、森林事務所より借り上げているというふうなところの使用料です。

8番 農道に利用してる利用状況なり管理状況なり、もし、わかる範囲でお聞きします。

地域整備課長 先に農地がございますので、その農家の使用というふうになってございますが、田んぼ等がございますので農繁期等の活用と推測されます。

8番 話に聞きますと、あの農道は余り利用者が少ないというような形が、形だという話聞いておりますけれども、もし利用者が少ないとすれば、その辺の農道としての利用価値がないとすれば、その辺の廃止を含めながら検討する考えないのかどうか、お願いします。

地域整備課長 ただいま初めて情報をいただいたというふうなことで、利用者の方々の声を聞きながら検討させていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑。

4番 今の項目についての質問ですけれども、この農道使用料、これを今質問あったとおりに私用頻度が少ないのであれば借りる必要がないんじゃないという質問で、もし借りなくて、この費用を払わないとすれば柏木山区域、新庄区域から入って行って大平のほうの温泉から行った街道のほうに抜けられないような状態になるんですか。

地域整備課長 亀割のほうには抜けられないと思います。

それで、今、利用頻度が少なければ使用しないようにするかというふうなことなんですけれども、もっと多面的な方面で検討させていただいて対応していきたいと思いますので、いろいろ情報ございましたら地域整備課のほうにいただければと思います。

4番 水田については、その地域であれば新庄の方が大平の人から借りて管理してる圃場、もしくは大平地区の人が管理してる圃場は大平側から入ります。亀割側から。しかし、手前のほうでは新庄区域のほうから入る方もおられます。

なお、今年度からソバ収穫作業を舟形町一本化でやってるわけです。その中でそういう作業体系も、収穫するときの作業に使うための道路としても使わせていただいております関係上、今の面に関しては慎重審議していただければと思います。

なお、こういう道路に関しては全て補助があるから農道管理・イコール・町で支払うのか、それとも地権者が支払うのかという範囲も決まりがあるかと思いますが、その辺も後でも聞かせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 答弁要りますか。後で聞かせて……（「そうですね」の声あり）後で、後ででいいですって言ったね。はい。

じゃ、ほかに質疑ございますか。質問ございませんか。

5番 ページが100ページ、6の1の4、農業振興費の101ページの中にあります農と食による

地域の魅力創造事業補助金 100 万円とありますが、その内容についてお聞きします。

産業振興課長 農と食による地域の魅力創造事業補助金ですけれども、これは県の事業でありまして県が2分の1の補助事業になります。年度については26年、27年度の2カ年間で実施するというふうになってます。対象となるのが舟形ラズベリー会が対象となっております。ラズベリー会で生産者が生産、栽培するための技術指導なり、それから商品開発なりというふうな部分についての補助というふうなことで100万となっております。

なお、この農と食については、全市町村が取り組むというふうなことになってますので、舟形の場合は舟形ラズベリー会を対象としましたけども、ほかのところではさまざま別なもので事業を進めて、市町村一品一村運動というふうなことで、市町村が一つ新しいものに取りかかりましょうというふうな事業の中身になります。

5番 そうしますと、これだけの投資している感の中で、しからばこのラズベリーの販売高といえますか、どのぐらいの金額になってるのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長 販売については、生果で販売するやつと冷凍というふうな部分で販売するやつと2つあります。生果については、最上ラズベリー会というふうなところを通して販売を行っているというふうなものになります。冷凍については、主に舟形若あゆ温泉、いわゆる振興公社で加工するための品物というふうなことで使わせていただいております。今現在11名の方がラズベリー会のほうに所属してますので、この方を合わせて1トン近くはとれるだろうと、ことしの場合についてはとれるだろうというふうなことで予測はしております。26年度については、若干人数のほうも少なかったもんですから、数量的には300キロ、400キロしかとれないというふうな状況ですけども、そんな形で、販売高については、全体で100ちょっとだったと思っておりますけども、正確なところは後ほど紹介したいと思います。

5番 そうしますと、町では新たな品目として有望品目としてこのラズベリーを育成していくというような考え方でやってるというふうに思いますが、このラズベリーの普及といえますか、この辺について、活気あふれる機構とのかかわりもあるのかなというような感じはしますけども、規模的にはどの程度の規模にしたいのか、町の考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

産業振興課長 今おっしゃられたように町でラズベリーをというふうなことは種子助成も行って関係もありますので、ぜひとも進めていきたいというふうな品種になります。

なぜラズベリーかというふうなことになりますと、ラズベリーについては、まずそがき関係が要らない。いわゆるもうでき上がったら次の日は、次の年、その年はもう根本から切っちゃって冬を迎える。次の年はそこからまた芽が生えて栽培なる、収穫できるというふうなものになってますので、簡単にできるというふうなこともありますし、収穫時期については腰を曲げたりというふうなことじゃなくて立った状態でできるというふうな特徴もありますの

で、そういうふうなことで取り組みやすい作物であるというふうには思っていますので、ぜひともこれを普及させながら、高価な品物でもありますので、取引も高価な形で今取引されますので、所得にもつながるのではないかというふうなことで考えております。

委員長 ほかに質問ございますか。（発言者あり）ちょっと5番、3回もう終わってるんで、誰か質問。

3番 97ページですけども、農事実行組合長報酬 114万6,748円なっておりますけども、現在実行組合長さんは何名いらっしゃるんですか。

産業振興課長 人数については、35集落ありますけども、西堀、木友を除いてですので、33、済みません。もう一つあります。32です。

委員長 休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長 大変失礼しました。31となっています。

3番 そうすると、この金額から見ますと1人当たり4万円弱の報酬ということになるかと思えますけれども、今実行組合長さんのなり手というのが非常に少ないわけですね。そういう面でももう少し予算を取ればどうかなというふうに私思っているんですけども、いかがですか。

産業振興課長 確かに高齢化というふうなことになりまして、当然、ある集落においては毎年同じ人がなっておりまして、かなりお年を召したというような方もあります。さらには、主な仕事としましては、転作等の確認、さらには町からの文書、それから各種申請書等の配布・回収、さらにはサイモク書等の配布・回収というような形のものが中心になるわけですけども、確かに毎年々々配布物もふえてるというようなこともありますので、難儀されてることだろうなというふうには思いますので、その辺のことも踏まえまして、今後は、その報酬のあり方、金額の見直し等についても検討してみたいというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

4番 同じページでの2目の、その1段上の2番農地中間管理事業、職員時間外勤務手当 99万9,626円の内容をお聞かせください。

産業振興課長 これについては、ページ、成果報告書の59ページをちょっと開いていただければと思います。中ほどに6の1の13、担い手等支援対策事業費の中の中ほどに中間、農地中間管理事業というふうなものがあります。

この内容については、ここに記載されてるとおりですけども、やまがた支援センターより町の再生協議会が、この業務を、受託を受けまして貸し借りの募集だったり、それからマッチ

ングの活動を行ってたりというふうなことで、昨年度の実績としてはこんな形で載ってますけども、こういった事務はどうしても夜というふうな部分、さらには土日、いわゆる休日というふうな部分でないとなかなか対応できないというふうな話もありますので、話から、これは全て夜のほうに受け付けをやったりというふうなことで、相談を受けたりというふうなことで時間外のほうで対応してる中身になります。

4番 この事業は新しく中間管理機構が立ち上がって、本町においては振興課が事務、窓口を請け負ってるというような形です。市町村によっては土地改良区もしくはJA等がやってる事業でもあるわけです。そこら辺の事業、要するにすり合わせをする前に膨大な資料を打ち込んで1筆ごとのチェックをしながら、なおかつ事前に申し込みあった賃貸借の希望者とすり合わせ、非常に大変な業務だと思います。そこら辺を、課長の目から見て業務が余りにも偏り過ぎて、あの部分だけが残業を強いられてるというふうな状況に関して、課長はどう思いますか。

産業振興課長 今おっしゃられたように、この事業については町と、それから農協、さらには土地改良区の意見も聞きながら行うというふうになってますので、本来ならばそれぞれ職務を分担して行っていけばいいのかなとは思いますが、なかなかそういうふうな土地改良区さんだったり農協さんだったりの事情もありまして、どうしても町でせざるを得ないというふうな形になっていると。町っていいですか、再生協議会のほうでやっていかなければならないというふうな状況になっています。

確かに職員には難儀をかけるなというふうなところはありますけども、この事業については引き続きこんな形でやろうというふうなことで、それから農協さんのほうに、もう少しこ入れをしていただくための職務分担もあわせて考えていきたいと思ってます。

4番 確かにそういうふうな形の中で協力しあって事務の効率化を図るべきかと思えます。

しかしながら監査の、監査委員の昨日の報告にもありました。業務が、役場職員全体の中でのアンケートでしようけれども、業務がほどほどであるという、ちょうどいいという範囲と、業務量が多くて休めない、極端な意見があろうかと思えます。特に今年度についてはこういう新事業、昨年度は新事業がスタートしてからなれない事業、すり合わせが多すぎる、要するに机に座ってのデスクワークが非常に偏ってるというふうな形がします。これは農林事業のみならずかと思えますけれども、そういう業務を、なるべく職員全体の中の仕事量を、平均化というものを、ぜひこれからを考えながら、こういう業務をしっかりとしていかなければならないと思えます。ぜひぜひ、ここでマッチング作業しながら、よりよく効率化に、農地を利活用していただく事業を推進していくためにも、ギブアップしないような協議に当たられるように計画するべきだと思います。

委員長 答弁要りますか。（「答弁いいです」の声あり）はい。

じゃ、ほかに質疑ありますか。

5番 同じところではありますが、この時間外というのは、その対象になったのは何人なんでしょう。

委員長 ちょっと今質問、何ページのどこの時間外か。項目の。（「関連だと97」の声あり）

5番 97ページ、農地中間管理機構、99万9,626円、これが時間外勤務手当として支出されるわけでありまして。この時間外勤務手当に該当になった職員、何人なのか質問します。

産業振興課長 今の農政班のほうに職員が6名、それから臨時の方が2名というふうな体制で、あつ臨時の方3名というふうな形で行ってますけども、この分については6名、班長以下6名、5名の方が全員、全体で行ってる事業というふうになりますので、6人が対象となります。

5番 6人で割ってもかなりの数字になるわけでありまして、このことよっての過労にはならなかったんですか。要するに時間外にしても制限があるわけでありまして。そういったところで非常に労務管理上問題がなかったのかなというような感じします。そういったところで本当に夜間でなければできなかったのか、いや新たな雇用をして日中お願いするとか、そういうふうな方法が本当にとれなかったのか、この辺について再度質問します。

産業振興課長 さまざまな形があるんですけども、最終的には農業委員会を通してそれを許可すると、許可するっていいですか、賃貸させるというふうな中身になりますので、時間外でなくてできるものについては、なるべく日中に人、相手、両方呼んだりというふうな形もありますし、相手の方から事情を聞くというふうなこともありますので、できる限り日中で対応するというふうなことについては、申ししているところではありますが、どうしてもできないというふうな部分での、この時間外というふうな形になってますので、先ほどの過労というふうな、疲労というふうなことも心配されますけども、その辺については、かなり遅い時間というふうなことにならないように今回は指導しているというふうなところであります。

5番 労務管理上のことを私質問してるんで、この辺について、総務課長のほうで、どう考えてるのかお聞きします。

総務課長 まず、一つは、ここの時間外については、この事業のほうで面倒見てもらえるということで県のほうから100%来ております。ので、こちらのほうに時間外を置いてるというふうなことになります。一般財源は充当してないということになります。

それから、今6人で100万で大変な金額になるというふうなことですが、大変ではなくてです、ね、1人当たり17万ぐらいになるわけですが、これが1年間ですので、その中でこういった業務に携わった者に支払うというふうなことになりますので、1カ月当たりの時間はそんな金額にはなっていないというふうに理解しております。

それから、業務については、通常こちらのほうに、6款が今あるわけですけども、6款、7

款を担当してるわけでありますので、かなりの業務になっております。通常業務、それから新しい業務、それから来年度の予算に向けた事業の関係とかいろいろありますけども、それはこなさなければなりませんので、それをまず業務をやっていくというふうなことで、なるべく体を壊さないようにしていただきたいわけですが、今年度から一応職員の評価制度もありますので、職員のほうから、いろいろ業務関係に向けた職員からの業務の内容、それからそういった職員の評価をしなければなりませんので、それをとって、今後、職員の配置等を考えていくというふうなことになろうかと思えます。

業務については、整理をすべきものについては整理をしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、ちょっとその時間もありませんけども、総務班のほうで労務管理をきちっとすることと、その職員評価制度の中で職員の、今までにはなかったわけですが、一人一人からのペーパーを出していただいて情報を把握しながら、その適正配置をしていきたいというふうに思っています。

適正配置もですね、なかなか業務量が多くなってきて、それから新採と退職者の入れかえもありますので、なかなか難しい状況ではありますが、なるべくそういったことに対応していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質問ございますか。

4番 106 ページ・107 ページ、13 目担い手支援対策事業、2 番の一番下になります青年就農給付金、当初5名の予定で750 万ほどかと思えますけれども、この225 万の内容をお聞かせください。

産業振興課長 これについては、該当者が2名になります。1名の方が150 万、1名の方が75 万というようなことで、年間2回に分けて助成金というふうな形を、給付金というふうな形をやってるわけですが、1名の方については、年度途中からの申し入れというふうなことがあって半分の75 万、それからもう一名の方については、年間通してというようなことで150 万というふうになっているものになります。

4番 25 年度の決算では2名で、300 万ほどで2名だったと思うんですけども、その2名の方は今現在は1名になって、途中からさらに1名が入って、それは、こういう場合はちょうど6 カ月だから月割りで75 万というような数字がはじき出されているんですか。

産業振興課長 そのとおりになっております。25 年については2人が継続しておりまして、1 名の方については、所得が250 万を超えましたので該当から外れると。もう一名の方については、途中から入ったので、その分が足されるというような形になっています。

4番 当町では、その新規就農者に、青年就農者に対して適切な指導でなされているかと思えます。ある地域によっては、150 万を5年間もらい続けるために余り売り上げ上げるといってるところがあるそうです。いかんせんそれでは間違いなもので、ここの町の農林振興課、産業

振興課の指導が正しいかと思います。ぜひ今後とも就農者をふやしていただきたいわけですが、当初の5名、これは予測ができた5名かと思います。何ゆえにして1.5名のまま伸びなかったのか、その振興策が行き届かなかったのか、そこら辺をお聞きしたいですけれども。

産業振興課長 当初は、おっしゃるとおり5名というふうなことで推測しまして行ったわけです。ただ、いろいろ青年就農給付金を給付することについていろいろな条件がありますので、その条件を精査したところ、やはりならなかったというふうなところもありますし、さらには当初上げたものの途中で自分から断念したというふうな方もおりますので、実際なったのはこの方々2名というふうな形にしかならなかったというふうなことになります。

その方については、来年度も、27年度も申請、またされてますので、その辺ですくっていきながら、そういう青年就農給付金に該当する方をふやしていきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 111ページになります。林業振興総務事業の中で松くい虫の防除事業34万2,360円取ってるわけ、支出してるわけです。これ松くい虫の防除は大変結構なんですけれども、今猿羽根山を見ますと松の枯れ木が非常に目立つわけです。そういうふうな中で観光地として非常に大きなダメージを受けているのではないかなというふうに考えます。そういうふうな中で73万2,000円、補正予算で減額なってるわけですね。そういうふうな枯れ木の伐採を、どう考えているのかどうかお伺いします。

産業振興課長 成果報告書の63ページにも松くい虫の防除については記載されております。対象となったのが猿羽根山の公園一角というふうな形になります。毎年あそこは防除というふうなことでやってますけども、ちょうど防除できない、いわゆる奥のほうの部分が大変枯れてまして、それが移ったというふうな状況になってきてしましまして、ちょっと見苦しい状態の木もあるというふうなことが私も実際現場に行ってそういうふうを感じているところでありますが、今後の作業については、ここにも書いてますけども、森林組合等に最上広域森林組合等をお願いしまして行ってます。町のほうの人材というような者も前はいたわけですが、なかなかやる人がいないというようなこともありまして、今は全て森林組合さん等の力をおかりして全部行ってるというふうに中身になりますので、さらにこの減額になったものについては、みどり環境税の関係で配分額が減ったというようなことで減額というふうな形になってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにありますか。

5番 6の1の11……（「ページ」の声あり）ページですか、104ページ、体験実習館管理運営費であります。この施設というのは、指定管理制度をとってNPO東北エコリサイクルネッ

トワーク研究会に管理運営を任せてるわけでありますが、その中でこの町、成果の文言の中に「今後は利用客の増を図るための手法について、全国の優良事例も参考にしながら」というふうな文言ありますけども、指定管理ということは、その運営については、そこに任せたというような理解でおるんですけども、この指定管理者と町とのかかわりといいますか、この辺どうなってるのか、質問します

産業振興課長 ここにも記載されてますけども、今言われたようにNPO法人のほうに委託しているというようなことになります。管理委託ですので、例えば大きくかかる修繕、それから工事等々については話し合いをもちながら町の施設でもありますので、町のほうで修整していくというふうな形になるのかなというふうなことで思ってます。

あそこを大いに利用していただいて使用料が入るというふうな部分については、全てエコリサイクルセンターのほう、研究会のほうで収入としていただいて、その場合については、委託料について若干考え直す、見直すというふうなことも考えたいなというふうなことで話は通して、話をしているところであります。

5番 よく今の回答わからないげとも、あくまで管理運営だけ任せてるから利用料金は町の収入——じゃない、ということは、このNPOの収入になってるとのことだ。そうしますと、指定管理料も払い、そしてまた利用料金もその収入になってるとすれば、逆にそのNPOのほうで企業努力をして集客を進めなきゃならないんじゃないのかなという感じがします。そういったことを主流にしながら、側面から町のほうで支援していくというようなことだったらわかるんですけども、この文言を見ると、あくまで町が集客に頑張っていくというような文言にしか聞こえない、感じないわけでありまして。この辺のところについて、もう一回、分担といいますか役割、これについて、もう一回話をお聞きいたします。

産業振興課長 確かにおっしゃるとおりで、収量も全部全て研究会のほうで納めてまして、その人件費なりそれから活動費なりというふうな形のもので使われているので、使われているというふうに思います。なので、その誘客等々については町とも話し合いをしながら進めていくわけですけども、主体となっていていただくのは、やはり研究会のほうでしていただくというふうな形が理想ではないのかなというふうに思ってます。

5番 理想どがっていうんじゃないくて、もう指定管理するっていうことは企業の民間活力を利用しながら、そこを活性化していくというようなことが目的だろうというふうには、私、感じてます。そういったところがもう少し、逆にそのNPOのほうに頑張ってくれというようなところを働きかけて、県民ゴルフ場にしても県営から指定管理にした結果、ああいうふうに入るといことは企業努力によるものだろうというふうを感じるわけでありまして。そういったところで、もう少し、このNPOのほうと突っ込んで企業努力というものを図っていくべきじゃ、するように話をしていくべきじゃないかなというふうに感じます。これについ

て、考えがあるとすればお聞きします。

産業振興課長 本当にまさにおっしゃるとおりですので、その辺もNPO法人のほうに申し入れをしまして進めていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございますか。

2番 111 ページ、イノシシ用捕獲器購入費ってありますが、この内訳をお願いします。

産業振興課長 これについては、捕獲するためのわな、柵ですか、それを購入したというふうの中身になります。

2番 これは猟友会を通じて猟友会のほうでやってるものだと思いますが、イノシシ、大変ふえてるといふ事例もあり、畑、農作物の被害がかなり出てきてるといふお話も伺っておりますので、これ当然有害駆除の対象にはなってるんでしょうか。

産業振興課長 おっしゃるとおり、猟友会のほうにお願いしまして、委託しまして、県のほうで捕獲される数とか、それから被害状況を見ましてあっちのほうで許可するわけですので、その許可に基づいて猟友会を通じて捕獲するというふうな形になっております。これについては、全て猟友会のほうにお任せしてるといふふうな形になります。

2番 確かに昔はイノシシなんてこの辺には存在しなかったものなんですけども、越冬してずっといる、住み続けてる、やっぱり自然環境の変化というのは物すごいものがあるのかなど。私もことしの夏、裏山のほうでニホンカモシカと、国の重要、あれと遭遇した。初めて、高い山では遭遇したことあるんですけども、やっぱりこの地元の山で遭遇するなんていうことはびっくりしたという現状もありますので、この自然環境の変化に対応して、やっぱりイノシシとかそういうものの駆除を積極的にやっていただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結いたします。

第7款商工費を審査します。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 117 ページから 118 ページでございます。7款1項の19です。都市と農村交流事業で成果表の70ページになります。都市と農村交流、ここに執行額344万4,737円とあります。その事業内容の中に都市交流事業186万7,000円とございます。ここに東麻布等とございますけども、これの参加協力者、さまざまあります。この参加協力者と、その行った先の一つの、例えば東麻布保育室田植え指導等ありますけども、この一つずつの参加人数もしくは団体と、そこに出している補助をお願いします。金額をお知らせください。

産業振興課長 それでは、事業内容、168万7,000円の中身だと思いますので、まず5月29日、

田植え指導については、職員2名、それから若あゆ温泉のほうから1名というようなことで、予算的にはそのときに熊野神社というふうなところにもあわせて行っているというふうな形、PRを行ってるといふふうなことで、この予算については24万ほどになっております。合わせて、今の熊野神社と合わせてですけども、24万というふうになります。それから杉並区、同じく、これもその同日開催ですので、同日開催ですので、これも合わせての金額で24万というふうになります。

それから三光小まつりですけども、これについては、若あゆ温泉、観光協会、ブナの実21のほうで3名参加になっております。金額で6万3,000円ほどになります。

それからサマースクールについては、これは受け入れというふうなことになりますので、これは全体的には54万ほどかかっていますけども、これは歳入というふうなことで見ております。

それから東麻布の食育フォーラム、食育フォーラムについては農家代表で3名の方、それにまんさく、若あゆ温泉、雇用創造推進協議会の職員1名というふうなことで全体で5名の方が、6名の方が、済みません。6名の方が行っております。そこにはかかった経費としましては12万8,000円ほどになります。

その下については、これも三光小の受け入れですので、これも全体で54万ほどかかっていますけども、これは歳入でなっております。

それから、10月の3日・4日かかしまつりですけども、かかしまつりのほうについてはまんさくさん、それから松原さん、それから食彩ゆきちゃん工房、佐藤あや子さん、アグリテック、町職員というふうなことで全体で10名になっております。経費のほうについては、28万ほどになっております。

そのほかに世田谷の区民まつり、さらには東麻布の夏祭り、さらには世田谷のほうで行います梅夢フェスタというふうなものが開催されております。最後の梅夢フェスタですけども、それにかかる経費については8万4,000円ほどになっております。団体としては長沢の農家代表の方というふうなことで2名の方と、それから若あゆ温泉の方が3名で行っています。

以上です。

1番 この中の(3)の成果というところに世田谷区民まつり、そして商店街と地方都市との交流物産展（港区）に関しては、参加者が経費を負担して参加しているというふうにございます。この都市と農村交流事業の中身は同じ感じだと思います。ここで、この都市交流事業の中で、片やこういうふうな形で補助してる、片や参加者が経費を負担して参加してるというふうな、ちょっとこら辺のいきさつというか、どういったわけでこういうふうに分けられているのかお聞きします。

産業振興課長 実は、その梅夢フェスタも世田谷の区民まつりもそうなんですけども、当初から、交流事業を行ってるときから、当初は農協さんが行ってたり、まんさくさんが行ってたりと

というようなことで業者さんが中心に行ってくれていたというふうな形だったものですから、町のほうとしては職員がつなぎで行く、世田谷については、当初から業者さんのほうがやっていた関係もあって全て業者さんが負担していたという流れの中でずっと来ているというふうなことで、ここについてはそんな形になってると。そのほかについては、交通費の2分の1であったり、それから運搬費だったりというふうなことで負担をしているというふうなことになっているので、ここについては、もう少し見直しをかけながら対応していければなどというふうに思ってる内容になります。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 113 ページになりますけれども、最上地域観光協議会負担金 74 万 2,000 円、これ非常に負担金の中でも金額多いんですけれども、どのような、観光協議会の負担金ですから、どのような内容になってるのかお伺いいたします。

産業振興課長 これは最上地域というようにもありますので8市町村が全部お金を出し合います。まして最上地域のものをまとめてPRするというふうなことでお金を使われてます。内容については、パンフレットだったりポスターだったり、それからPR活動費というふうなものに多く使われてるというふうなことで、これは最上地区観光協会というふうなことで新庄が事務局ありますけれども、そこが音頭をとって、そういった事業を行うというふうになっております。今回の県挙げてのイベントもありましたけれども、そういったやつについても、最上地域で相乗りしまして全市町村挙げて取り組んでいるとき、内容についても、この予算が支出されるというふうな形になっております。

3番 そうしますと、この舟形の場合 74 万 2,000 円ですけれども、各市町村同一の金額になるわけですか。

産業振興課長 今ちょっと詳しい資料はないんですけども、これは人口割とかそれから経済力割とかというふうな形で全部それぞれ市町村でばらばらでなっておりますので、もし必要、もし詳細というふうなことであれば、今、お持ちしたいと思います。

3番 もしわかればですけれども、各市町村の負担金額を教えてくださいと思います。

委員長 午後1時まで休憩いたします。

午後11時48分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 では、再開いたします。

答弁をお願いします。

産業振興課長 ページ113 ページの最上地域観光協議会負担金の市町村ごとの内訳等についてですが、やはり人口割から始まりましていろいろと観光入り込み数とか均等割とかっていうふう

うな形で割っていきますと各市町村ばらばらになっております。

ちなみにですが、新庄市においては243万、金山で67万6,000円、最上町で128万、舟形が74万2,000円、真室川で75万6,000円、大蔵村で53万、鮭川村で54万4,000円、戸沢村で64万7,000円、合わせて760万5,000円というふうな形でそれぞれ市町村ごとに割り振られているというふうな中身になります。

ちなみに、予算ですけども、先ほど申しましたようにパンフレット等はもちろんのことですが、旅行商品の開発・売り込みというようなことで誘客する際のプロデューサーの配置とか、それから海外誘客とかっていうふうな形で大きく使われているというふうな形になっているようです。

委員長 ほかに質問ございますか。商工費。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結します。

第8款土木費を審査します。読み上げを、お願いします。

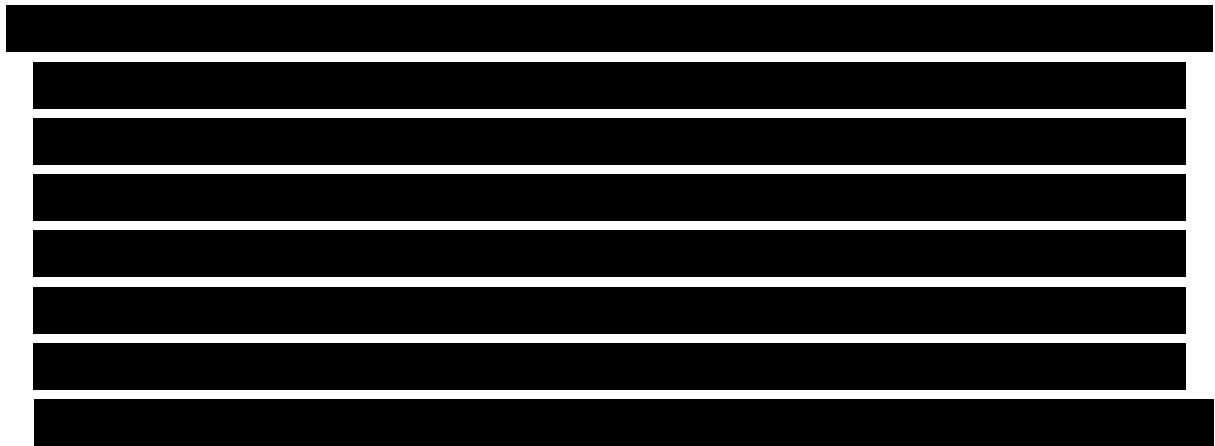
総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。

2番 ページ123ページ、こっちは75ページをお願いします。除雪対策事業についてお伺いたします。

この項目を見ると除雪委託料の分は、やっぱりこの表では全然私のほうでは把握できない状況でございます。総額しか見えないんで、この中で経費を節減するためには私の持っている知恵というか知識の中で消耗品費、チェーン、カッティングエッジ等っておりますけども、これはTCMAのほうに一括で購入のほうをされているものだと思いますけど、間違いありませんか。

地域整備課長 消耗品の購入先ということでしょうか。消耗品につきましては、いろいろ見積もり等見ながら選定しているというふうな状況ですので、どこというふうなことははっきりは決まっていないというふうに考えております。



委員長 ほかに質問ありますか。

5番 同じく8の2の3、ページが122ページの除雪対策費の関係で、毎年いろいろな工夫を凝らして町民の方々への利便性を高める、さらには経費を抑えるために工夫を、改善をしながらやってきてるわけでありましたが、平成26年度における除雪関係終わった段階で、町、委託先、あと町民の意見等があれば参考にしてもらって結構だろうというふうに思いますが、どのような課題があって、どのような点がよかったのか、そこら辺の整理をしてるのか質問します。

地域整備課長 今ここで即答というふうになると、私も昨年度の資料等それぞれ見ているわけですが、25年度と26年度を比較してというふうになると、25年度につきましては2工区に分けてというふうなことでやっておりましたが、いわゆる業者間の協力態勢、管理態勢をうまく使いながらというふうなことで、25年度の決算審査のときに監査委員のほうからもご指摘あって、県と同じように工区大きくしたほうがいいのではないかというふうなことで25年度は2工区でやった経過がございました。

その後、連携といいますか、そういったことがうまくいかないというふうなこともありまして、また26年度については11工区に戻したと。ただ、25年度のいわゆる協力態勢というふうなことで、まずその11工区に分けて、分けつつも2工区、5工区ずつだと思ったんですけども、2工区ずつ担当業者さんを決めて、管理業者さん決めて、25年度の反省も生かしながら、そういった視点での管理の仕方も取り入れて26年度は対応したというふうになってございます。

今のご質問で26年度の反省というふうなことなんですけれども、昨年度は幸いにして1月ぐらいまで豪雪続きましたが、それ以降雪が少ないというふうな状況で混雑といいますか、するような内容での運用がなくスムーズにできたと思っているところです。

あとは、態勢といいますか、今現在、町道、5メートル幅員以内の町道につきましては、長沢から堀内まで小型ロータリー車1台でやってございます。やっぱりそれがいわゆる1日のうちで時間帯、除雪の時間帯がやはり最後のほうになるとおそくなるというふうなこともあるので、そういうタイムリーに除雪ができない状況を、どう打破していくかというふうなことが一番の課題だと思っております。

今回一般質問の中でもありましたけれども、やはり共助の態勢の中で支援していく体制と連

携しながら町の除雪体制を考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった面において、今後ますます協働というふうな中で、さらには町の道路管理者としての責務を果たしていきたいというふうな思いでおります。

5番 実際に町と委託先との話し合いと申しますか、そういったこと実施したのか、簡単で結構なんで、お願いします。

地域整備課長 昨年は特に体制、2工区から11工区というふうなこともあって建設業界、協会の方々とお話をして内容的なこととかも含めて詳細にわたって検討した経過がございます。

5番 ぜひ、我々の意見の中にも業者委託いいのか、それとも直営がいいのか、いろいろな考えもあるわけでありまして、今の段階では委託というようなことで進めてるわけですから、このことよっての町民へのメリットと申しますか、これをやっぱりきちっと把握って、提供されてないと、このことよっての体制のありようというようなことにもかかわってくるので、十分毎年話し合いをして、そして効率のよい除雪体制というものを構築していただきたいというふうに考えます。そのことで、今後は毎年行っていくのかも含めて回答お願いします。

地域整備課長 昨年度から、いわゆる11工区でというふうな委託で業者さんをお願いしてるというふうな状況は、これからも継続でというふうに今のところは考えております。

ただ、職員体制等々でいろいろ直営の場合の体制というふうなこともありますけれども、何ていいますか、委託単価の算出の仕方についても今で、委託であるからこそ公共施設の破損も保険を掛けれる状態なんですけれども、それが直営になるとやっぱり保険が掛けられなくて全て町のほうで直さなくちゃいけないと、だから委託単価の中にも保険料、今加味して委託積算してるわけですので、その分業者さんの免責はありますけれども、そういった面で業者さんでの損害とか、その場合についての補償は今やっていただけているというふうな面で、大変担当1人というふうな今の状況が何とか保持して継続できるようになっていると思っております。

委員長 休憩します。

午後1時16分 休憩

午後1時28分 再開

委員長 再開いたします。

2番 先ほどの私の質問の中で特定の業者を利益誘導に聞こえるような発言をしたことを、おわび申し上げます。議事録からの削除をお願いいたします。

委員長 今、2番委員から特定の業者の名前を挙げての質問をしたということで、その部分についての削除の要請がありましたが、削除することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認めます。

それでは、質問をお受けいたします。ほかに質問ございませんか。

1番 125 ページ、備考の欄でございます。(6)委託料、建築設備定期調査委託料 17 万 640 円とございますけれども、これの調査の内容をお知らせください。

地域整備課長 この検査につきましては、建築基準法による法定検査でございます。検査対象は町営住宅の1号棟から3号棟、3棟です。

委員長 ほかに質問ございませんか。ほかにありませんか。

4番 125 ページ、2目の子育て支援住宅整備事業、3棟目の子育て支援住宅整備事業、成果表の中では5世帯 15 名、うち町外から 12 名の方が移り住んで人口がふえてるといふような形の中でありまして、I号棟、II号棟に比べて、きのうも言いましたけれども格納庫が非常に小さいといふような不評の言葉をいただいておりますけれども、それについて意見をお聞きします。

地域整備課長 4番委員ご指摘のとおり、格納庫がやはり手狭になっています。I号棟、ひだまりI・IIにつきましては車庫兼物置といふようなことでなっておりますけれども、ひだまりIIIにつきましては、家の前の駐車場2台分と、あと1坪タイプの物置といふようなことで設置させていただいております。

ただ、そのことにつきましては、用地の関係、それから民間の住宅といふようなことで今準備を、整備計画をしているところですが、そういった面と、あと大地熱の用地の確保といふようなことで土地のレイアウト的にこれしかできなかったといふような都合でひだまりIIIについては建設をやってございます。

なお、募集につきましては物置と駐車場といふような面積を表示しないでの募集になってございまして、ひだまりIとIIと同じといふふうにちょっと思わせ感があるのかなといふようなことの反省と、もっと詳しい内容での募集といふようなことにしておいたほうがよかったかと今反省しているところです。

4番 私も常々反省することは多くありますけれども、入所者から見れば執行部のほうで反省していただいただけでは大変だと思います。子育て支援住宅ですよ。物置、小っちゃなものがあります。駐輪場すらありません。15 歳、要するに中学校卒業するまで入居が可能かと思えます。あそこの区域は、もちろん中学生は自転車通学できる範囲かな、できない範囲なのか、ちょっとそこら辺認識しておりませんでしたけれども、買い物に行けばお母さんたちもチャリンコに乗るといふ状況の中で自転車すらもタイヤも入れられない、玄関先に自転車置っておかなきゃなんないよと。入所者のほうから、何でこういうふうに同じ子育て支援住宅なのに態様が違うんですかってふうに強く言われました。反省だけで終わりですか。

地域整備課長 ちょっと、利用者の声をちょっと聞いてみたいというふうに思っております。ただいま4番委員さんのほうからご指摘いただいた件につきましては、議会で初めて伺ったというふうな状況ですので、入居者の方々の声を、もう一度把握して対応を検討していきたいと思えます。

4番 東西南北建物の建て方、道路に接する面、いろんな状況からいうとああいう状況でしかできなかつたというのは推測はされます。しかしながら屋根の雪が、基本的には雪崩が落ちないような構造かなと思えます。後ろのほうも若干のスペースがあるわけです。今後利用する予定があつてああいうふうな構造であつたのかということも予測しても、ちょっとやはり甘かつたのかなというような思いがします。ぜひ、今後、それに対しての対策をしっかりと練るべきだと思えます。いかがですか。

地域整備課長 ご指摘のとおり検討していきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

8番 123ページの道路新設改良工事についてお伺いします。

県道負担金事業、負担金、補助及び交付金460万6,600万、県道負担金、同額が負担金としてなされておりますが、この内容をお聞きします。

地域整備課長 成果表の75ページごらんいただきたいと思えます。県道負担金事業ですけれども、これにつきましては道路法の52条で規定されております。大体事業費の10%を町が負担するという格好になっております。

内容につきましては、舟形大蔵線長者原原田の測定の負担金というふうなことと、あと新庄次年子村山線 松橋区の雪崩防止施設の工事負担金、それから真木野地内の側溝の整備というふうなことで県のほうに県の施設の整備をお願いして、していただいた分の10%の負担というふうになります。

8番 それと同額の交付金、交付金の内容。

地域整備課長 ここで460万6,600円につきましては、これが工事費総額の10%であります。

これが負担金として県のほうにお支払いしている分というふうになります。

委員長 ほかにありませんか。

9番 120ページの道路新設改良費の中の一番下の、121ページの一番下の3番の道路新設改良事業、この中で成果表見ますと業務委託の中で3番町道福寿野岡矢場線、測定の業務委託と出ていますけど、この中身教えてください。

地域整備課長 これにつきましては、業務委託、福寿野の岡矢場線の道路改良についての業務委託であります。これにつきましては、基本設計と申しますか、大蔵熊高線から岡矢場線につながるというふうな、垂直につながるというふうな中での概略設計の業務委託であります。

ただ、今回、社会資本というようなことで申請を上げておりますけれども、平成26年度、

この段階では堆雪幅をとるというふうなことでの改良事業の内容になっております。今年度、岡矢場線につきましては防災関連における、いわゆる南署が福寿野の奥のほうにできましたので、その出勤経路がスムーズにというふうなことでの意味において堆雪ではなく大蔵熊高線と同様の県道幅をもつての整備の仕方について要求をしていきたいというふうなことで、名目を変えて今回県のほうには申請を出しております。

9番 わかりました。これは私も2度、3度かな、一般質問の中で町長の考えを伺いました。それでいろんな面で、例えばあの交差点をどういうふうにするんだと、合庁の部長さんがいるうちに直しましょうと、いろんな話を模索した経緯のある道路であります。今、課長からの答弁の中で、今までのやり方ではなく、防災面というようなことで別の予算、早く言えばね、そんな関係でこの390万の予算をつけたと、こういうことなんですね。そして、拡幅だけで車がすれ違えるようにやろうという計画をなしにして、新たに予算面から南署があるというようなことで整備をするというようなことで差し支えないですか。

地域整備課長 ここに書いてある業務委託につきましては、堆雪幅での予算実績になっております。平成27年度、今年度においては先ほど9番委員さんがおっしゃったような内容で県のほうに申し立てております。

9番 じゃ、堆雪幅の工事だと。委託料だと。設計のな。これな。そうすると新たに、防災面で堆雪幅じゃなくて、新たに道路を申請をしていくんだという考えでいいですか。

地域整備課長 大蔵熊高線、あの幅で、県道幅で岡矢場線も、もっていきたいというふうな意向を伝えております。

委員長 ほかにありませんか。なければ、9番委員、もしあれば、ほかにないんで。

9番 これは質問の中での的確な質問かなというふうに思うか思わないか、というのは、前に鮎、漁業組合のな、この事務所をつくるためにいろんな模索をしたというようなことで、例えばこの岡矢場線にも我々舟形の町民が待ち望んでいるわけであります。そして、今言ったように防災面での道路をもつていこうというようなことで一歩前進かなという考えしてますんですが、我々同様に大蔵、戸沢さんのほうでも、この道路は非常に必要な道路なんだと、重要な道路なんだという考えを持ってのわけであります。

そんなところで、他町村の応援を得るというようなこと、これできないんですけども、その辺の考え方もないのかなというので、何かそういう特区じゃないけど何かいろんな、町長さん、何かいろんないい方法ありませんか。例えば、ご苦労さんでも金を出して、その道路を速やかに完成させるというような方法ありませんか。

町長 今、9番委員がおっしゃる内容であります。これも前に私のほうで答弁したかもしれませんが、大蔵さんと舟形町、それから戸沢の渡部村長が、あそこの県道舟形・大蔵・戸沢線の同盟会をつくっておりますので、その中で、同盟会の中で私も申し上げたことは、とに

かく大蔵さんが一番多くあそこを通るわけでありますので、何とか大蔵でも負担金、相応の負担金を出しましょうというふうなことで今進んでもおります。これ合庁の総合支所長さんにもお話を申し上げておりますので、何かそういうふうなことで知恵を出し合って、あその道路を、さらに県道に沖の原のえんじゅ荘まで県道にしましょうというふうな大きな目標で進んでおりますので、何とか大蔵さん、舟形と戸沢さんと三位一体と、それからもう一つは県道の事業として認可をしていただきまして、舟形町と大蔵と戸沢でそれを、負担分を出し合うというふうな方向で今進めておりますし、ただ県のほうで、はい、そうですよというふうなことはなかなかいけないというふうなことがありますので、これからも進めてまいりたいというふうに思います。

9番 きょうは決算なんで、大変ありがとうございました。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査します。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款消防費の質疑に入ります。質問ありませんか。ありませんか。(「ちよっと待ってください」の声あり) はい。

5番 ページが126ページ、9の1の1、非常備消防費、この欄では支出済額が1億2,194万8,845円、成果表80ページの欄では執行額1億1,218万4,207円ということで差異があるようではありますが、その違った理由、まず聞きたいと思います。

総務課長 済みませんでした。職員のほうには、きちっと何回も見させたんですけども、これは消防費の9-1-1のうち、この2番の非常備消防分というふうなことで主要事業として書いているというふうなことでありまして、その上の職員給与費の分が加わっていないというふうなことでありますんで、目のほうは、その消防の目のほうは非常備消防費というふうなことになるわけですけども、主要事業の調書につきましては、この消防費の9-1-1の中の(2)の非常備消防分というふうなことで主要な成果報告書というふうなことで職員給与を外したというふうなことに、うちのほうの担当の職員がそういうふうな、外して、ここの記載をしたというふうなことになります。

委員長 いいですか。

5番 ページが128ページの9の1の3、防災費の中のドクターヘリの関係であります。今現在ドクターヘリが着陸できる場所というのは、舟形町に何か所あるんでしょうか。

総務課長 ランデブーポイントでありますけども、夏場につきましては16カ所になります。で、冬場につきましては南署と長沢の亀割バイパスのところの駐車場の2カ所というふうなこと

になります。

5番 そうしたときに、この欄にはドクターヘリ保安誘導業務休日雇い上げ賃金ということですが、これは職員だけが対応してるというような理解でいいのか、そして発生した場合については職員を呼んでといいますか、招集して対応させてるというような対応なのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

総務課長 平日につきましては、職員のほうで対応してるというようなことになります。休日につきましては、最上広域の消防を退職された方をお願いをして、土日については、土日祝日については、ここにありますように雇い上げ賃金というふうなことで雇用しまして、それで対応、365日対応してるというふうなことになります。

5番 そうしますと、休日については職員じゃなくて、そういうふうな方々に全面的にお願いしてるというようなことでいいんですね。はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10教育費を審査します。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。

8番 教育、130ページ、教育費の中で補正予算が2,125万7,000円ほど取られてます。不用額を見てみますと、その額以上に不用額が出ておりますけども、この内容をお伺いします。

教育次長 お答えします。

補正予算ですけれども、134ページの10款2項1目の小学校管理費705万1,000円の補正につきましては、9月の補正でもって特別支援員、それから小学校の修繕費等の補正を行いました。小学校等の管理経費でございます。

それから、138ページの10款3項1目中学校管理費で577万5,000円の補正をしておりますけども、これも9月の議会でもって中学校の光熱水費、それから修繕費等の管理経費の補正を行ってるところです。

それから、142ページの社会教育費、10款4項1目830万円、これは社会教育のほうの職員が1人増員になりましたので、その分の人件費相当分としまして補正をしております。830万円。

補正の追加のほうは以上なんですけども、不用額について説明申し上げます。

151ページごらんください。151ページのほうには西ノ前遺跡周辺整備事業がございます。この決算書151ページにつきましては、1-1の繰越分の整備事業と1-2の現年分の整備事業がございます。成果報告書の98ページも参考に見てほしいんですが、初めに繰越分の説

明をいたします。

予算現額が、この西ノ前整備分の5,614万円のうち2,600万円が繰越分でございます。

初めに、委託料ですけれども、予算現額3,517万6,000円のうち繰越分が2,000万円ございます。そして、繰越分の決算額が1,433万3,760円でございます。内訳としましては、用地測量、これが執行額が553万1,760円です。これにつきましては、設計額に対する契約率が64%、それから基本設計・実施設計がございます。これが880万2,000円でございます。これにつきましては、設計額に対する契約率が69%となっております、請負差額分の566万6,240円が不用額となっております。

また、工事請負費でございますけれども、予算現額1,251万2,000円のうち161万2,000円が繰越分でございます。工事に必要な基本設計・実施設計につきましては、用地測量が終わってから発注となります。また、遺跡の整備なので設計に関しましては、県のほうと協議が必要になります。したがって、設計の履行期限を2月末とすることが必要でありまして、結果として予定しておりました盛り土の工事に着手することができませんでした。したがって、工事請負費161万2,000円が不用額として残ります。

なお、盛り土工事につきましては、平成27年度で一括発注しておりますので、全体の進捗に影響はございません。

さらに、公有財産購入費でございます。予算現額798万8,000円のうち438万8,000円が繰越分でございます。決算額が351万3,279円となっております。当初4,388平米1,000円で積算しておりましたけれども、交渉の結果、水田が857円、平米単価です。それから原野が平米単価400円で購入できました関係で87万4,721円が、この公有財産購入費の分で残ってまいります。したがって、繰越分につきましては、予算額2,600万に対しまして執行額が1,784万7,039円となりまして不用額825万1,961円となります。この繰り越し予算につきましては、減額補正ができませんので、そのまま不用額として残ることになります。

次に、西ノ前整備分の現年分です。5,614万円のうち3,014万円が平成26年度分の予算でございます。

委託料ですけれども、3,517万6,000円のうち1,517万6,000円、これが平成26年度分の予算でございます。内訳としましては、情報看板の設置、設計・施工分の予算、それから町道の拡張工事の全体設計の予算でございました。看板の設計施工分につきましては、646万4,000円を平成27年度に繰り越しまして、現在まで完成をしております。また、町道拡張工事に係る測量設計につきましては、全体設計を行うことができず、公園北側の高速道路のアンダー部分の拡張工事、その分の268万5,960円の執行となりまして、結果として約600万円の不用額となってしまいました。

町道の拡張工事につきましては、公園整備が終わってから、平成28年度後半に最後に実施

をする予定でありましたけども、都市再生整備計画事業の平成 27 年度以降の補助金のつきが不透明で非常に悪いという情報がありまして、この道路拡張工事が、もしかすると平成 29 年度以降にずれ込む可能性がございました。現に平成 27 年度の国の補助金の当初予算に対する配分が 15%と低い状況でございます。

こういった状況の中で、補正予算のタイムリミットの 1 月下旬の段階で減額補正をするか、それから 27 年度に繰り越すかを検討したんですが、この道路拡張工事の事業実施年度、これを最後まで特定することができず、結果として補正のタイミングを逸してしまいました。そして、約 1,000 万現年度分の予算が残ってしまいました。申しわけありませんでした。

用地、財産購入費につきましても、予算減額が 798 万 8,000 円に對しまして現年度分 360 万円でございますけども、これも道路と同じように実施年度を確定することができず、不用額として残ってしまいました。よろしくお願ひします。

8 番 いろいろと細いところまで不用額の発生原因、いろいろな説明ありましたがけれども、本来ならば補正で取って、補正で取った予算は必要なんだから取ったと思うんですけども、それを執行しなかったということは、今いろいろなことで説明受けましたけども、やっぱり執行できなかったら、もっと早目にやっぱり減額補正なりをしていただければなと思います。その辺の対応、もう一度お願ひします。

教育次長 補正で確保した予算につきましては、小学校の管理費、中学校の管理費、それから社会教育総務費等適切に執行しております。今回不用額が発生してる分につきましては、西ノ前遺跡の整備工事に関しまして道路工事分の事業実施年度がはっきりしなくて、結果として不用額として残ってしまいましたけども、以後、気をつけますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにありませんか。教育費。教育費、ほかにありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第 10 款教育費について質疑審査を終結いたします。

第 11 款災害復旧費を審査します。読み上げを、お願ひします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、11 款災害復旧費の質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第 11 款災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第 12 款公債費を審査します。読み上げを、お願ひします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第 12 款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第 12 款公債費について質疑審査を終結いたします。

第 13 款予備費を審査します。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

委員長 これより、第 13 款予備費の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、第 13 款予備費について質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計の審査を終結いたします。

平成 26 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、国民健康保険特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

委員長 それでは、3 時まで休憩いたします。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 49 分 再開

委員長 それでは、再開します。

これより、質疑に入ります。質問ありませんか。

8 番 169 ページの不納欠損額と収入未済額についてお伺いします。

不納欠損額が 358 万ほどあります。件数何件なのか。それから、収入未済額の 2,991 万何がし、これの件数お聞きします。

税務福祉課長 最初に、不納欠損額 358 万 1,927 円、この内訳につきましては、21 件というふうな内容になっております。失効停止 3 年の分が 1 件、それから徴収権 5 年経過というふうなことでの処分が 20 件というふうな内訳になっております。（発言者あり）ちょっとお待ちください。

さらに……（発言者あり）ちょっとお待ちください。済みません。それから未収額の内容ですけれども、件数といたしましては現年度分で 51 件、滞納繰越分では 67 世帯というふうになってございます。両方とも世帯になります。

8 番 現年度分が 51 件、滞納分が 67 件、この中でダブリだと思うんですけども、113 ページの成果表には短期被保険者証交付世帯が 42 世帯、資格証明書交付世帯が 14 件とありますけども、そうすると全然保険証を交付できない、滞納のために交付できない世帯が何件あるのか、その辺お伺いします。

税務福祉課長 成果表の 113 ページになります。賦課徴収費の内訳の下のほうになりますけれども、短期被保険者証交付世帯が 42 世帯、資格証明書交付世帯が 14 世帯というふうになってございます。

今申されたように保険証を持っていない世帯というのは、資格証明書につきましては被保険者証にかわる証明書を発行いたしますので、そちらにつきましては保険証を持たないケースになります。その方が14世帯というふうなことです。その世帯の中に小学生、中学生、義務教育の生徒さん、または高齢者の方につきましては、資格証明書を発行することが法的にいけないというふうになっておりますので、そういう方も中には、いるというふうな内容です。

この方々につきましては、医療機関に行つて診察を受けることにつきましては、そのままなんですけれども、保険証のかわりに資格証明書を提示して10割負担をしていただきます。そして、その支払った領収書でもって町のほうに申請していただきますと、7割を償還でお返しするというふうな保険証の使い方になります。

短期被保険者証につきましては、こちらも滞納世帯なんですけれども、分納計画であったりとか、町の職員とのかかわりの中であるだけ、年金の支給月であったりとか、あと毎月5,000円なり1万円なり、そういうふうに約束事を交わした中でお金を納金したときに被保険者証を更新するというふうな形で、1カ月更新の方もあれば2カ月更新というふうな形の中で保険証をおあげしてるので、こちらの方につきましては保険証を持っている方々というふうにご理解いただきたいというふうに思います。

8番 そうすると短期証明書も発行してもらえるとということで、現状的には、もし病気になった場合、役場の窓口に行けば短期証明書を発行してもらって各医療機関にかかって10割を支払って、そして後で還付してもらおうということで解釈してよろしいんだと思うんですけれども、そうすると全世界帯が何らかの形で保険証を、交付を受けられるということに解釈していいかどうか、その辺お伺いします。

税務福祉課長 保険証の形態は違いますけれども資格証明書というふうな形で、こちらにつきましては8月の末に、9月1日から1年間の有効期限ですので、そういうふうな形でおあげしております。

委員長 ほかにございませんか。

5番 188ページ、10の1の6、貸付金です。100万円の予算額に対し、43万の支出済額ということですが、まずその制度設計というか、どういうふうな場合に該当するのかというふうなことが1つと、その貸し付けの償還は、どのような形で組むのか。はたまた現在借りている方々、方がいると、まあいるんでしょうけれども、この支払い等については、おくれでない、延滞等がないのかお聞きします。

税務福祉課長 ただいまの高額療養費の貸付金でございますけれども、この決算書につきましては、今申された支出43万につきましては、歳入のほうの175ページになりますけれども、雑入、償還金といたしまして43万円収入として入っておりますので、こちらにつきましては滞

納ではなくてきちんと返されているというふうな状況でございます。

この制度につきましては、高額療養費貸付金というふうなことでお医者さんにかかった場合に請求書をいただきますけれども、その際に必ず3割の自己負担が発生するわけです。ところがその自己負担が用立てできない、それは自己負担ですので、あくまでも自分が持ち出しする分なんですけれども、その際にその分から本人が必ず負担しなければならない高額の限度額あります。その部分を差し引きまして、その95%というふうな形で町のほうでは貸し付けをいたしまして病院のほうの窓口を支払っていただきます。それでもって今度はその領収書でもって、高額療養費につきましては、実際には本人に返す分でございますので、その精算払いというふうな形で1カ月おくれ、2カ月おくれのときに、それをお支払いして返していただくというふうな相殺の事業でございます。（発言者あり）はい。（発言者あり）

委員長 いいですか。

ほかに質問ありませんか。

8番 186ページの一冊下の償還金についてお伺いします。

当初予算では1,000円、補正予算で1,511万何がしの補正ありますけれども、その内容をお聞きします。

税務福祉課長 国民健康保険の補助金の精算に関連するものでございますけれども、県につきましては、当該年度精算になりますけれども、国庫負担または支払基金、社会保険の報酬のほうなんですけれども、そちらの分につきましては次年度精算というふうな形になりますので、その分の内訳になります。

1つ目の医療給付費の負担金につきましては、国庫分で964万7,783円、それから退職者分につきましては545万8,798円、加えまして特定検診の精算で国庫負担金として先にいただいていたものを整理させていただいて、その償還というふうな形で、この金額が9,000円、合わせて1,511万5,581円というふうなことで前年度の精算分の償還金になります。

8番 これは、この予算の性質上、当初予算では見込めない、計上できないって解釈していいかどうか。

税務福祉課長 精算ですので、かえって追加交付というふうなこともありますし、こちらの見込みについては、やはり存目の1,000円というふうなことで通年やらせていただいておりますので、幾らかというふうなことになりますと、さまざまな項目での償還金になりますので、この1,000円程度というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

4番 251 ページ、収入未済額 253 万 7,347 円、昨年度より若干伸びているようですが、その状況と、状況。

地域整備課長 昨年の決算と同期でいきますと滞納分、79 万 131 円につきましては、前年比でいくと5万円ぐらい少ない状況になっていますが、過年度分の滞納繰越分なんですけれども、昨年より20万ほど多い状況になってございます。79万のほうにつきましては、人数的には38名、それから過年度分の滞納繰越分につきましては15人ということで、15人がダブリというふうになってございます。この状況を、決算時に行いました数値が出ましてから地域整備課のほうで、徴収について、大体ですけれども17万、20万ぐらい、20万近くの金額の徴

収を行ってございます。まだまだ滞納の徴収につきましては、決算のほうで監査委員からもご指摘ありましたように鋭意努力してまいりたいというふうに思っています。思っております。

4番 この未済額につきましても、5年経過で不納欠損というふうな処理をされるものなんでしょうか。

地域整備課長 不納欠損はしておりません。

4番 当初は集落で管理してたものを町で引き継いで公共下水道、同じような形で今管理されているような状況だと思いますけれども、この未収額というのはずっと前から引き継いでいるものなんでしょうか。

地域整備課長 不納欠損のあれは今までないので、ずっと引き継いで徴収を進めております。

(「ずっと引き継いで」の声あり)

委員長 ほかに質問ございませんか。

8番 250 ページの5目の雑入、コンポスト事業の当初予算では16万円ほど、実際売り上げたのが7万5,500円、これはコンポストの材料が不足なのか、それとも生産しても売れないから、売れないで余ったのか、その辺お伺いします。

地域整備課長 コンポストの堆肥の生産は大体年間4トンぐらいなんですけれども、やはりはけないというふうなところでの残でございます。

8番 ひところは結構はけて、生産が追いつかないという時代もあったような記憶しておりますけれども、その辺の販売努力をもう少しすれば、材料があるとすれば、まだまだ生産量ふやして、そして売り上げを伸ばせるような感じがしますが、その辺の考え、お伺いします。

地域整備課長 生産ができるという状況の中ですので、販売促進に向けて検討していきたいと思えます。

委員長 ほかに。

4番 引き続きコンポストですけれども、以前は予約があって売れませんという話を聞きました。今現在生産はできるけども買い手がいないというような状況です。もう一度確認しますけれども、そういう状況なんでしょうか。

地域整備課長 具体的な残については、ちょっと確認はしていないのですが、生産量を推察すると4トンというふうなことです。その上で16万円の当初の予算を計上してある中で7万5,000円という数値の中から推察するに、余っているというふうな状況で答弁させていただきました。

4番 しっかりとしたものをつくれれば間違いなく売れるはずですが、生産が中途半端な状況であるから売れないのだろうと推測されます。ぜひぜひ、販売面については今後、今、農業が変わってこようとしております。ぜひ生産態勢をしっかりと、販売の商業的をしてくべきだと思います。

地域整備課長 ご指摘のように検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかに質問ございませんか。

1番 252 ページ、1の1の1、施設管理費でございます。253 ページの備考の欄でございます
集落排水施設管理事業の中の(3)ですね、その中で修繕料でございます。成果報告書の中で修繕
費 475 万 6,640 円、これが管渠と処理場と一緒に計上なってますけれども、管渠と処理場、
これ分けた金額ってわかりますか。

地域整備課長 ちょっと今手持ちで持ち合わせていませんけれども、修繕につきましては管渠の
ほうのいわゆるポンプ関係の修繕等が多いというふうなことなんですけれども、詳細につい
て今手持ちないんですけれども、もしあれでしたら……。

委員長 休憩します。

午後3時41分 休憩

午後3時41分 再開

委員長 再開します。

1番 実際にかなり農業集落排水も経年しております。修繕費、これからもかかるとい
いますんで、計画的な修繕項目っていうか、そういうふうなことで計画していかなければなら
ないのではないかなというふうに思います。以上です。

委員長 答弁は。（「答弁いいです」の声あり）いいですか。はい。

じゃ、ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 財産に関する調書の審査を行います。読み上げを、お願いします。

総務課長 （朗読、説明省略）

委員長 ここで、委員の皆さんにお諮りします。

会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により午後5時まで延長します。異義ありませんか。

(「異義なし」の声あり)

委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ある方。

4番 271 ページ、山林所有の面積(2)で山林の所有と分収とあります。この内容をちょっとお聞かせ願えますか。

総務課長 山林の分収につきましては、町の土地を、分収林というふうなことで木を県とか国とかと一緒に、あつ町の土地ですので、県と一緒に造林をして、その割合に基づいて町のほうに収益を入れるためのところでありまして、その面積が16万1,000平米になってるというふうなことでございます。

4番 この山林は、主に堀内の方面に、全部の面積なす、大体がそっちのほうにあるかと思えます。この山全体、分収の部分が管理植林されてるということですが、この山全体、かなり広い面積ですが、全ての部分を管理なり、もしくは伐採なりというような状況はやられているんですか。管理状況をお伺いします。

総務課長 山林等の管理につきましては、現実的にはやっておりません。

4番 その山林、言葉変えれば堀内の財産区、その部分がこの山林の中身でもあろうかと思えますけれども、当初、25年3月の議会報告会のときに地区の方から質問がありました。堀内地区財産区の状況を調べてほしいというような質問でありました。この抑えてる1,400町歩ほどの面積、この数字というのは堀内村と合併して財産を一つにした状況のときからの引いている数字で、正しい数字なのか。それとも昨日、農地、道路に関しての国土調査、いろいろ関係で数字を精査した中でのすり合わせという段階で、この数字が適切で間違っていない、町の登記の書かっている数字なのかという範囲はどうなんですか。

総務課長 最初に調べたときからうちのほうの財産現況調査を見ても、国土調査を行ったものについては、きちんと面積訂正をしております。その番地ごとの面積を訂正しております。

ちなみに、堀内でいえば堂ヶ沢というふうなところにつきましては、平成2年に国土調査が実施されておりますので、面積変更もしてきちっとしております。

それから、実栗屋関係につきましては、平成4年に調査が入りまして公告縦覧の上、確定しておりますので、そこのところについても面積を変更して町のほうで台帳に管理をしております。

委員長 ほかにございませんか。

総務課長 済みません。ので、間違いはないというふうに捉えております。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

8番 275ページの下段の教育振興就学資金の貸付基金の状況の中で質問します。

84人が今償還中だというんだけど、この償還が、計画どおり償還なってんのかどうか、その辺お伺いします。

教育次長 お答えします。

この275ページの教育振興就学資金につきましては、27年3月31日現在の数字でございます。この時点では19名の滞納者がおりました。合計で126万9,000円の滞納ありましたが、現在まで収納対策を行いまして2名を残して全部完納となっております。今現在27万円の滞納額となっております、これも今頑張って滞納整理をしてるところであります。以上です。

委員長 ほかに質問ございませんか。

4番 さっき山林の話に、271ページに戻させていただきます。

舟形町のわらび園ありますよね。松橋地区のほうに。あそこの山林一帯も町の所有の財産区の部分ではないんですか。

総務課長 わらび園については、町の所有の山林になっております。

4番 そうするとわらび園、今シーズン入場者はいかほどいて、入場料というものは町のほうで管理されているんですか。

産業振興課長 今、あそこのわらび園については、民間のほうで行ってまして、使用料等についても町のほうには一切入ってないというようなことで、そこを運営していただいている。もともと町で堀内財産区のほうに管理を任せているというふうな状況の中での松橋わらび園というふうな形の開放というふうになっている状況です。

4番 かなりさかのぼって思い出しながらの尻切れとんぼのような回答ですけれども、先ほど私が議会報告会でもらった質問に対して、役場っていうか執行部の事務局というか町の答えがこうです。「財産区の管理運営を行っているのは地域の任意団体なので、どのような管理運営を行っているのかは町では承知していない」という答えです。随分投げやりな答えで、山はどうでもいいような感じなのかなというふうに思います。

今、みどり環境税がさまざまある中でいろんな山を管理、林野庁のほうからも各民間の山でも伐採して、間伐してよろしいですかと動きながら、そっちこっちの山を管理しているわけです。もちろん町でもそういうふうなものには見知らぬふりをしているような状況ではないと思います。

なお、運営上の管理をどうやってるのかと、わらび園は、町に収入が入っていない。誰かに貸してるわけでしょう。そうすれば町の財産である山を、どのような契約をもって、どういう団体に貸し付けなってるんですか。

総務課長 山のほうはちょっと、そこまで管理はできてないというふうな状況でございますけど

も、まず面積的なところについては、国土調査が行われているわけですので、そこら辺については図面等見ればはっきりするというふうなことになってます。大体のところについては、今町のほうの地籍図を電子化されております。それと地形図も電子化されていますので、上のほうからそれを重ねたものが町のほうではできますので、管理等についてはできると思います。

ただ、現場的な、間伐をしながらそのものを、その伐期のところを売ったりとか、そういったことについてはしていないわけですが、杉等については分収契約をしておりますので、そちらのほうと伐期に来たときには伐採されて分収割合に応じてお金が入ってくるというふうなことになるかと思えます。

もう一つ、わらび園につきましても、私の記憶でありますけども、これは前の加藤議長さんの時代に堀内地区にそういった振興策というふうなことで、町の山があるのでわらび園をして振興したいというふうなことで始まったというふうに思います。町の土地でありますので、その面積が結構あるというふうなことで、そちらのほうでやっています。当初、それは町のほうでお金をかけたわけではなくて、松橋のわらび生産組合でしたっけか、そういった名前の組織をして、松橋地区挙げてそのところを伐採するなり尿素を入れるなりして管理をしてやったというふうなことで、それから、道路の部分についても、町の支援があったかどうかあれですけども、基本的には地域のほうで、その上のほうまで上がっていく道路も整備をしながらやっていただいているというふうなことで、当面そういったことで町の振興策としてやっているのです、まず町のほうからお金を、その組合からいただくのではなくて、当面支援してほしいというふうなことで承っていると思えます。そのときの議会等についてちょっと私はそのときには課長ではないのでわかりませんが、そういったことでご理解をいただいて、その土地を松橋地区の振興のために町のほうとして提供して、わらび園としてやってるというふうに思います。

今、委員がおっしゃるとおり、じゃいつまでかというふうなことになりますけども、どっかの段階で使用料等をいただく機会が、まあどの段階がわかりませんが、しなければならないのかなというふうに思います。

その使用料については、今のところは適切な条例に基づいてすべきか、そういった振興的なものを加味してすべきかというふうなことについては、現在は検討しておりませんが、そういったことで地区の振興のために役場の遊休している土地を貸していただいて、わらび園として地区で頑張る、その観光開発なりそういったことをやろうというふうなことで議会等も理解をして、今の状況に至っているというふうに捉えております。

委員長 ほかに質問ございませんか。（発言者あり）なければ、ほかにありますか。4番、じゃもう一度許します。

4番 2回目の3回目だけ。（「3回目」の声あり）んだよ。3回以内の3回目だけ。

委員長 済みません。私の勘違いでした。

4番 今、しっかりとした契約をもって、誰が管理する、どの団体が管理しているのかわからないと、何となく不適切な回答のように感じます。どこで、どの段階が、どういう収益を上げてやってる、要するに町で支援してるのであれば、そこを地主さんであるんだから、ちゃんとした契約をもってやってしかりだと思います。ちょっと減法投げやりな方向性での答弁のようです。そこら辺もありながら、他町村では新しいエネルギーということで木材をチップ化、バイオマス、いろんな形の中で利用してるわけです。当町でも、これほどの山林があるのであれば、今、林業業者は雑木を切る仕事を探している業者もおるわけです。要するに需要があるというふうな状況の中で、ぜひ、山を荒らすような状況じゃなくて契約もしっかりした中で明確な管理態勢、運営体系をとるべきじゃないすか。

総務課長 松橋については、投げやりではなくて、松橋地区のわらび園の組織のほうに、松橋地区の組織のほうに貸してるというようなことで、投げやりではなく、当初のそういったいきさつからそういった貸し付けになってると。収益等についても、そちらのほうで上げていただいて地区のほうに、協力をしていただいた方に賃金なり、そういったもので配分をしてもらおうと。当初は結構赤字の段階からスタートしているので、町の貸し付けについては無料にさせていただきたいということでスタートしていると思います。

今後、そういった契約等について不備なところについては、担当課を中心に契約等をするなり、きちっとした単価をもってやるというふうにしたいというふうに思います。

それから、雑木、伐期等の管理等については、職員の減少もあってなかなか行き届かないわけですが、そういった伐期等の来ている、チップとかそういったものに活用できるものについては、今後、内部で検討しながらしていきたいというふうに思いますが、その単価等については、その積算等も、売り払いの金額についても、あくまでその伐採業者の言いなりの金額ではちょっとまずいと思うので、そこら辺の積算の仕方等を勉強しながら、適正な管理に向けて、今後、係のほうに検討をさせたいというふうに思います。

委員長 ほかに質問ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

以上を持ちまして、一般会計並びに6特別会計決算審査を終了いたします。

2日間にわたる審査、ご苦労さまでした。

皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心より御礼申し上げます。

これを持ちまして、平成27年度決算審査特別委員会を閉会させていただきます。

本会議は、9月17日午前10時より再開いたします。

以上です。

午後4時13分 閉会